

令和 7 年 9 月 4 日 (木曜日)

決算審査特別委員会会議録  
(第 1 回目)

令和7年決算審査特別委員会第1日目

令和7年9月4日（木）

---

出席委員（10名）

1番 伊藤廣好	6番 石山和春
2番 叶内昌樹	7番 奥山謙三
3番 荒澤広光	8番 八鍬太
4番 伊藤欽一	9番 佐藤広幸
5番 小国浩文	10番 斎藤好彦

---

欠席委員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	まちづくり課長補佐	沼澤友幸
副町長	伊藤幸一	住民税務課長補佐	植松昌人
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	鍛冶紀邦	住民税務課長補佐	八鍬俊勝
デジタルファースト推進室長	佐藤仁	住民税務課税務係長	岸崇司
まちづくり課長	曾根田健	健康福祉課長補佐	大場君博
ふるさと応援推進室長	野尻誠	健康福祉課 介護保険担当補佐	大場由美子
住民税務課長	豊岡将志	健康福祉課 地域包括支援センター長	東村貴恵
健康福祉課長	沼澤一征	健康福祉課 こども家庭センター長	原田真由美
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博	健康福祉課 子育て支援センター長	矢口加奈子
新規就農・女性活躍支援室長	岡崎千恵子	農業振興課 農政企画係長	佐藤祐
地域整備課長	伊藤秀樹	農業振興課 農業振興係長	高橋健
地域強靭化対策室長	伊藤英一	地域整備課長補佐	八鍬幸仁
会計管理者	相馬広志	地域整備課 下水道主査	齊藤伸也
総務課財政係長	仲野健太	地域整備課水道主査	松本正人
教育長	浅井純	教育課長補佐	沼澤辰成
教育課長	森英利	代表監査委員	齊藤徹
総務課長補佐	佐藤拓	監査委員事務局長	大場健一

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大場健一 事務補助員 大場正江

---

本日の会議に付した事件

認定第1号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和6年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和6年度舟形町水道事業会計決算の認定について

認定第6号 令和6年度舟形町下水道事業会計決算の認定について

午後1時11分 開会

**委員長** ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、令和6年度決算審査特別委員会を開きます。

直ちに委員会を開会いたします。

審査方法につきまして、お諮りいたします。

一般会計は歳入決算を一括審査し、歳出については各款ごとに審査する方法、特別会計及び企業会計は会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** 異議なしと認め、ただいま申し上げた方法で進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

また、会議場の都合上、説明員の交代のため休憩を3款ないし4款ごとに1分から2分程度取りますので併せてよろしくお願ひします。

---

認定第1号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和6年度舟形町水道事業会計決算の認定について

認定第6号 令和6年度舟形町下水道事業会計決算の認定について

**委員長** 認定第1号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和6年度舟形町水道事業会計決算の認定について、認定第6号 令和6年度舟形町下水道事業会計決算の認定について、以上6会計について審査を行います。

最初に、一般会計歳入の審査を行います

読み上げをお願いいたします。

(挙手あり)

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** 本日の審査はここまでとします。

明日は午前10時より開会します。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後1時33分 散会

令和 7 年 9 月 5 日 (金曜日)

決算審査特別委員会会議録  
(第 2 日目)

令和7年決算審査特別委員会第2日目

令和7年9月5日（金）

---

出席委員（10名）

1番 伊藤廣好	6番 奥山謙三
2番 叶内昌樹	7番 佐藤広幸
3番 荒澤広光	8番 八鍬太
4番 伊藤欽一	9番 石山和春
5番 小国浩文	10番 斎藤好彦

---

欠席委員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富広	まちづくり課長補佐	沼澤友幸
副町長	伊藤幸一	住民税務課長補佐	植松昌人
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	鍛冶紀邦	住民税務課長補佐	八鍬俊勝
デジタルアース推進室長	佐藤仁	住民税務課税務係長	岸崇司
まちづくり課長	曾根田健	健康福祉課長補佐	大場君博
ふるさと応援推進室長	野尻誠	健康福祉課 介護保険担当補佐	大場由美子
住民税務課長	豊岡将志	健康福祉課 地域包括支援センター長	東村貴恵
健康福祉課長	沼澤一征	健康福祉課 こども家庭センター長	原田真由美
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博	健康福祉課 子育て支援センター長	矢口加奈子
新規就農・女性活躍支援室長	岡崎千恵子	農業振興課 農政企画係長	佐藤祐
地域整備課長	伊藤秀樹	農業振興課 農業振興係長	高橋健
地域強靭化対策室長	伊藤英一	地域整備課長補佐	八鍬幸仁
会計管理者	相馬広志	地域整備課 下水道主査	齊藤伸也
総務課財政係長	仲野健太	地域整備課水道主査	松本正人
教育長	浅井純	教育課長補佐	沼澤辰成
教育課長	森英利	代表監査委員	齊藤徹
総務課長補佐	佐藤拓	監査委員事務局長	大場健一

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大場健一 事務補助員 大場正江

---

本日の会議に付した事件

認定第1号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和6年度舟形町水道事業会計決算の認定について

認定第6号 令和6年度舟形町下水道事業会計決算の認定について

午前10時01分 開会

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、2日目の決算審査特別委員会を再開いたします。

---

#### 認定第1号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

委員長 これより一般会計歳入の質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

4番 おはようございます。

それでは、44ページ、45ページになります。

21款4項の4目土木費の受託事業収入ということで、ここで直轄河川管理委託金ということが載っていますけれども、どのような委託をしてここに委託金が入るのか質問します。

地域強靭化対策室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

直轄河川の管理委託金につきましては、富田の最上小国川と、あと最上川の合流地点にあります堤防敷の草刈りを国から委託されている金額となります。内容につきましては、草刈りとあとはごみ拾いもその中に入っておりまして、そういったものが中で計上されているものです。

以上です。

4番 草刈りというのは、例えば年1回とか2回とか、そういうふうな回数の指定はあるんですか。

地域強靭化対策室長 契約のほうは年2回となっております。

以上です。

委員長 そのほかに質疑はありませんか。

2番 ページは24ページの14-1-5-3、農林水産使用料でありますけれども、昨年度は災害によって7月の後半に多目的グラウンドのほうに土砂とあとは温泉から崖崩れというか崖が崩れている状況でありますけれども、それ以前の数字なのかなと思いますけれども、以前も質問いたしましたけれども、テニスコートの使用料でありますけれども、これテニスコートは現在、全面使っているのか、使える状況なのか、ちょっとその点お伺いします。

ふるさと応援推進室長 ただいまのご質問についてですけれども、テニスコート、昨年の災害以降西側2面のほうはできるだけ利用させないような形でしておりまして、昨年度は通年利用させておりました。今年度につきましては、町道の土砂崩れというかあります工事も入っ

たものですから、今年度につきましては全面使用できない状況になっておりましたけれども、8月お盆前に町道の工事が終わりまして、通行止めも解除されたというところございまして、東側2面については使用可能な状態と認識しております。

**2番** 8月から通常使えるということでしたけれども、いつだっかな、3月に言ったのかな、テニス面の状態がちょっとコケ等の感じで、何か見た目的にもあまりよくないということで、先日もちょっと通ったときにも同じような状況かなと思ったんですけども、そういう整備関係というのは、これからちょっとしていくような考え方なのかお聞きします。

**ふるさと応援推進室長** ただいまのご質問について、先ほど申し上げたとおり、お盆明けから東側に2面については利用可能というところでございまして、以前コケのようなものが生えてるというような状況も私のほうでも確認しております。今現在、ただレーキだけかけてもなかなか難しいような状況というところもございまして、スコップでちょっと削ったりというようなところで作業を依頼しているところでございます。

**委員長** そのほかに質疑はございませんか。

**4番** ページが46ページになります。21-5-1 雜入です。47ページの備考の欄に新庄・最上をげん気にする会の解散に伴う返還金2万8,710円とございます。そもそも、この新庄・最上をげん気にする会はどういった活動しているのかお伺いします。

**まちづくり課長** こちらの団体につきましては、新庄のゆめりあのアビエス広場で行っている夜市&バザールとか、あとは新春の餅つき大会とかそういった活動をしてきていたんですが、このたび解散に伴ってといった内容のものになっております。

**4番** これは舟形だけでなく、各自治体で協賛金か何かこういうふうに出しているのかなと思いますけれども、この2万8,710円、解散に伴う返還金ということで来ているんですけども、この2万8,710円という金額の根拠というか、どういう形でこの金額が分けられたのかお伺いします。

**ふるさと応援推進室長** ただいまのご質問についてですけれども、こちらは各市町村それから新庄の駅前通商店会、新庄観光協会、JR東日本新庄駅、あともがみ物産館などが会員となつております。そちらのほう負担金の金額がちょっと若干異なっております。その負担金の割合に応じて案分されたものというふうに認識しております。

**委員長** そのほかに質疑はございませんか。

**5番** 私から24ページ、25ページ、14款1項4目公営住宅使用料179万1,300円の未収になっておりますけれども、この内訳をお聞きします。

**地域整備課長** 収入未済額の179万1,300円につきましては、7人分の住宅使用料になっております。

以上です。

**5番** 7人分ということは分かりました。

この中で、私、このたび町営住宅が火災になったわけですが、そうすると、入居者の入居要件とか契約の内容とかは私分かりませんけれども、あそこは低所得者の住宅なわけですので、町民に不利益とか起きないのか、その辺についてお聞きします。

**地域整備課長** 火災による入居者についての不利益ということなんですけれども、1号棟火災があつたんですけども、精神的にとか家財的な部分では不利益というのは被った方もいらっしゃるとは思うんですけども、使用料等につきましては、それをもって減免するとかというのは今のところ考えておりません。通常どおりであります。

以上です。

**5番** 分かりました。

あと、1号棟は入居申込みはこれからしないというお話も伺っておりますけれども、火災になったところは、今後またそこを改修して貸出しきはしないんですよね。改修する考えはあるのか、その辺についてお願ひします。

**地域整備課長** 地域整備課としては、現在未定で検討中であります。

以上です。

**委員長** そのほかに質疑はございませんか。

**7番** それでは、30ページの15款3項1目総務費国庫委託金の中の中長期在留者居住地届出等事務委託金16万1,000円。この中長期というのはどのぐらいの期間のものの事務委託を委託されているのか、その人数も含めて、まずその内容について質問いたします。

**住民税務課長** ご質問にありました中長期在留者の委託金になりますけれども、中長期の定義については、今のところ情報を持ち合わせておりませんで、委託金の内容は事務取扱件数と処理時間、それに要した人件費の単価等による算出で委託金が出るものであります。

**7番** 舟形町にもかなり海外の方が働きに来られてきているような状況が見受けられます。その中で、中長期ですからその要件が分からぬといいう答弁はいかがなものかなと。要するに、短期就労者とか長期就労者、中長期の就労者とかいると思うんですけども、今現在何名ぐらいの事務件数があるのか質問いたします。

**住民税務課長** 大変申し訳ございません。中長期の年数について、今のところ情報を持ち合わせておりません。部分については、後ほど回答させていただければと思います。また、人数についてもちょっと情報はありませんけれども、件数につきましては取扱件数、昨年度258件の取扱いに対しての委託金となってございます。

以上です。

**7番** ちょっと、今まで私もありこういう質問したことなかったので、答弁なかなか難しいかなと思いますけれども、課長の先ほどの答弁の中で、事務時間に費やした金額というような

答弁がありました。この258件の中の事務がどういう事務なのか分かりませんけれども、事務の時間というのをどのように算出しているのか。そしてその対価として16万1,000円ほど国からのものが来ているということなので、聞いて分かりますかね。事務の内容が分からぬような質問の答弁が多いようなんですねけれども、答えられるだけ答えて、後で答弁でもいいですけれども、その時間の算出ですね、そこら辺のところをどのように行っているのか質問いたしました。

**住民税務課長** 大変申し訳ございません。ご質問ありました部分について、ちょっと分かる範囲でになりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど申しました事務件数の取扱種別につきましては、中長期の方の資格変更や居住地の変更届、転入等になりますけれども、そういう部分についたもののはかに、毎日情報連携しますので、その住基の取扱いの件数、日次処理ですね、あと月次処理というものが主です。大きなものはほぼ日次処理が246件ございますので、そちらのほうになります。単価につきまして計算方法、国のはうであるんですけども、総所定勤務時間数というものがございまして、ほぼ240日、246件の日時処理がありますので、総時間数としては1,883時間というものをベースとしてございます。そちらにそれぞれそこに配置されている職員の単価、給与単価ございますけれども、そちらから算出された時間単価を掛けまして、それに国の支給割合というものが一つ、職員の時間数に対する委託料の中身にございます。

以上です。

**委員長** そのほかに質疑はございませんか。

**8番** それでは、24ページ、25ページの土木使用料です。

先ほども出ましたけれども、この公営住宅の使用料ですが、収入未済ということで、現年分、そして滞納分合わせて460万円ほどあるわけですけれども、先ほどの答弁ですと、現年分については7人分だという答えでしたけれども、最近、特にこの収入未済増えているような気がしておりますけれども、大きな原因というのはどんなことがあるんでしょうか。

**地域整備課長** 大きな原因につきましては、滞納繰越分も7名の方の滞納ということであります。大きな原因としては、生活費が住宅使用料まで回らないというのが一番大きな原因じゃないかなと思っております。分割納付とかで納付している部分もあるんですけども、なかなか追いついていかないというような状況でございます。

以上です。

**8番** 令和の初めといいますか、の頃は、現年分でも46万ほどだったと思います。滞納分でも二十七、八万ということだったんですけども、今この3倍以上になってるわけです。今、課長の答弁にもありましたように、いろいろこの入居者の事情というものもあるとは思うんですけども、やっぱり特に入居してからの使用料が発生したわけではありませんで、最初か

らそういうふうな約束の中で入居をしているということになると思うんです。

昨日ですか、代表監査委員の審査意見書の中にも納税収入収納率については、県内トップだという評価もあったんですが、その辺の対策、これ今後納めてもらうための対策というものはどういうふうに考えていますか。

**地域整備課長** 確かに議員ご指摘のとおりで、近年どんどん滞納分増えているような状況もありますし、担当のほうでも何回となく滞納者の方に足を運びまして、使用料の支払いを要請しているところなんですけれども、先ほど言ったとおり、生活に苦しいとかお金がないとかということで、なかなか払っていただけない状況が続いております。対応としましては、まずは何回となく足を運んで払ってもらうような形を取るというのが一つ。あとは、強く、いろんな退去とか、あとは保証人の方とかに対してもこちらから申し入れながら、できるだけ払っていただくようなことで進めていきたいと思います。

以上です。

**8番** 今はこんな数字ですけれども、このペースでいきますと、二、三年後には1,000万円近くになるんじゃないかなと思います。そんな意味で、このまま放っておくということはちょっとやっぱりいかがなものかなと思いますので、ぜひ強力なその対応策というか、取立てという言葉はちょっと悪いんですけども、ぜひ納めていただくような対策をお願いしたいと思います。

**地域整備課長** 強く、支払ってもらうことで進めてまいりたいと思います。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**2番** ページが24、25の14－1－1総務使用料でありますけれども、備考欄の生涯学習センター使用料とありますけれども、ちょっと3年ぐらい前から学習センターの体育館、厨房等のエアコンがついていないということで、一応扇風機、もしくは扇風機がない場合は冷風機を貸出しということがありましたけれども、エアコン設備、空調については今後検討しますという意見だったと思いますけれども、近年やっぱり夏場から秋にかけてすごい高温な状況が続いております。二、三年前はそうやって冷風機と扇風機等で対応してまいりました。今後のことですけれども、今回そういう中で9月の敬老会が、やっぱり去年が暑かったということで体育館使用の中止で、今回違う場所になりました。そういうことも踏まえると、今後、教育関係でも、秋ですけれども使いたいとか、あと夏場は交流会等で事業等で使って、グラウンド・ゴルフした後の体育館使用ということで、もうすごい暑い中での交流会になっております。やっぱりそこで参加するのが高齢者が多くて、なかなか空調とか全窓を開けてしているんですけども、なかなか暑いという状況が続いております。以前、検討ということでありますけれども、今後やはり高温的なものがもう毎年、数年続いているので、もう秋とい

ってもすごい暑い時期があると思いますので、検討ということの回答が今回、そういう空調のものもやはりなかなか運んで来られないんですね、協力者が少なくて。そういう場合に、やっぱりなかなかその場にないものを使用するというのはちょっと難しいかなと思ったんですけども、一応、今後でありますけれども、そういうふうな考えがあればいいんすけれども、やはり農村環境センターの体育館のほうには空調があって、生涯学習センターは、冬はすごく暖房が熱いくらいよくなつたんですけども、やはり夏場の交流的なものを使った場合に、なかなかちょっと使用するのは、夏場から秋にかけてきついかなと思ったんですけども、その辺の見解というかその後のことと今後、どのように考えているか、ちょっとお聞きします。

**まちづくり課長** 生涯学習センターの体育館の使用につきましては、昨年、やはり暑くてということでスポットクーラーを運んだんだけれども、なかなか暑さには対応し切れないといったご意見をいただきしております。その後の検討というようなこともこちらではしてみたんですが、やはり基本的には、スポットクーラー等の対応でいけないのかということ一つと、あとは時期的なもの、やはり夏がもう既に暑いということがここ数年、暑い夏が続いておりますので、今後も予想されることから、開催の時期的なものもちょっと相談もしていかなきやいけないかなと感じているところです。

ただ、どうしても夏場でないとできないものもあるかと思いますので、そういったところは、和室等には冷房が入っておったりするんですが、そういったところで涼を取れないのか、そういったところをちょっと聞き取りをしていかなければいけないかなと感じております。

**2番** 体育館もそうですけれども、確かに和室のほうには空調設備がありまして、交流事業の厨房とかを使うときに火を使うもので、座敷をオーブンにして、扇風機で厨房に送ったりとか、あとは送風機で玄関から体育館に向けていろいろしたんですけども、やはりなかなか、風を送っても全然その部屋にいないと駄目なのかなとちょっと感じて、これは体験上ですけれども、確かに対応はそういうふうな対応できないかということはありますけれども、ちょっとやってみた経験上、なかなか厳しいなという感想でしたので、これからでもいいので、いろいろ考えながら検討していただきたいなと思っております。

**委員長** 答弁は必要ですか。

**まちづくり課長** 先ほどもちょっと申し上げたんですが、やはりどうしてもその時期でないとできないものであれば、そういったお話をちょっと聞きながら、対応の検討を進めるということも考えてみなければいけないと思います。ただ時期的なもので、それが時期を変更できるものであればどうなのかなということもちょっと考えはありますので、今後聞き取りもしていきたいと思います。その時はご相談にも乗っていただければと思います。

**委員長** よろしいですか。そのほかに質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** これをもって一般会計歳入の質疑、審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

---

午前10時36分 再開

**委員長** 会議を再開いたします。

一般会計歳出の審査を行います。

第1款議会費の読み上げをお願いいたします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、第1款議会費の質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第1款議会費について質疑、審査を終結いたします。

第2款総務費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、第2款総務費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

**1番** それでは、決算資料の64から65ページ、2款1項6目まちづくり推進費の地域営農組織運営事業費でございますけれども、地域運営組織が舟形地区でも組織化されまして活動が期待されております。こうした中で、町内においても、舟形だけじゃありませんけれども、人口減少、少子高齢化の波がありますけれども、現在、町内では35の町内会があると思っておりますが、65歳以上が50%を占める高齢化の町内会というか、そういう町内会はどれぐらいあるのか、把握していれば答弁をお願いしたいと思います。

**まちづくり課長** ただいまのご質問の町内会で65歳以上の方が50%を超える町内会、ちょっと以前にも話題に上がっていた件があったものですから、こちらで把握している町内会の数は11の町内会が65歳以上の方が50%を占めているといった把握はしております。

**1番** 11町内会ということで予想したより多いと思うんですが、35町内から見ますと約3割を超えているというような状況なので、今後も高齢化とか少子化でそういう町内が増えていくのではないかと予想されますが、また、その中でやっぱり集落機能といいますか、そういうものの低下が懸念されると思います。そういう面で、今後どのような対策を町として考えているのか、お尋ねしたいと思います。

**まちづくり課長** やはり委員のご質問にありますように、高齢化が進んでいくことによって、やっぱり集落機能の低下、こういったことは懸念されている部分であります。そういったことに対応するために、町では集落支援員を配置したり、あとは地域運営組織のやっぱり構築と

といったことを数年前から町内会と一緒に取り組んでまいりました。

なお、集落の世帯数もかなり減ってきてているといったところもありますので、地域運営組織のほうには集落と集落、いわゆる町内会と町内会の将来的な統合、そういうしたものも視野に入れて今後の検討を進めていってほしいといったことは投げかけております。

数年前から一部の地域でそういった話題も出たときがあったんですが、集落支援員が入って議論を進めようとしたときには、ちょっとその議論までにはいかなかったといった状況もございます。

現状としては以上になります。

**委員長** いいですか。そのほかに。

**7番** それでは、58ページ、2款1項4目会計管理費、59ページの（2）の役務費、指定金融機関事務取扱手数料425万1,300円について質問いたします。

役務費ですので、事業者、町が受けた役務の提供、主として人的なサービスの提供に対して支払われる経費、こういうふうになっているわけですけれども、率直に言って随分高くなつたなど、昔から比べるというふうに思います。

契約がどういうふうになっているのかちょっと私分かりませんけれども、その部分に関して、人的サービスの提供に対して支払われる経費が役務費ですから、これは農協側が町に対して人を出しますよと言つてきているのか。それとも町側が必要だから人を1人よこしてください、派遣してくださいというふうに言つてきているのか。まずちょっとそこら辺の事情についてどうなっているのか質問いたします。

**会計管理者** ただいまのご質問の指定金融機関事務手数料の件ですけれども、昨年度の決算額と比べまして増額しております。この内容につきましては、町からの物品等の支払い等に関する振込手数料でございます。ですので、増の要因を申し上げますと、昨年度、新たに内国為替制度という制度が10月1日より開始されました。この内容について若干ご説明させていただきたいと思います。

この制度につきましては、簡単に申し上げますと、昨年度10月までは銀行間の手数料が発生してございました。発生しますけれども、交付金については無償で手数料がかからない状況でございました。この件について、公正取引委員会のほうで問題提起があったということを聞いております。それを受け、金融機関でこの銀行間の手数料を見直すということが昨年度ございました。その内容につきましては、銀行間の手数料を廃止しまして、資金を送金する際に、全国的に使用しています全銀協のシステムを介して手数料を送信しているわけですけれども、この分の維持管理費部分を新たに創設したという部分が、この内国為替制度という運営費というものが昨年度発生したということがございます。

それに伴いまして、今まで公金が手数料かからなかつたというところがあつたんですが、10

月1日から1件当たり68円手数料がかかるということとして、その分が増額だということです。

以上です。

**7番** そうしますと、この425万何がしという金額は、そういった事務手数料のみの金額であつて、農協側に人的サービスというのは要するに、人が来ていることに対しての経費ではないということの理解でよろしいということですね。うんうんと言っていますけど、委員長すみません、その中で私が言いたいのは、要するに今、自動支払機とか窓口に置くようになりましたよね、町の窓口の中に。いいサービスだなと思っていますけれども、その中で、そういった業務が短略化されているんじゃないかなという自分はイメージがあったわけです。簡略化されているんじゃないかなということで増額になっているものですから、結局のところ、機械を増やしても、人がいても、どんどん料金がかかっていくという、そういったところにちょっと疑問があるんです。要するに、例えば会計室の中に今、自動支払機があつて、会計室の中にお二方いらっしゃいますよね、そこに経費はかかっていないということなんでしょうねけれども、自動支払機が入れば、お二方の事務量は減っていっているんじゃないかなと見えるんですけども、そこら辺の関係について事務量が減っているのか、自動支払機を導入したことによって。そうなっていかなければ機械を入れてる意味がないと思うんですね。どんどんそういうふうに人がいなくなるので機械に補ってもらう。これは町長も言っていますよね。そういったものの中で、経費のある程度のどこかの部分が削減されていくというものが見てこないとならないんではないかなと思うわけですが、その点どういうふうな関係になっているのか、質問いたします。

**会計管理者** 窓口に収納機械を昨年度導入したところでございます。会計室につきましては、それを導入したことによってのメリットとしまして、現金を直接取り扱わないというメリットはございます。それに伴いまして、収納の間違い等については極力ないというメリットはございます。あと集計についても、自動で計算されるということですので、日々の日計の集計というようなところは自動で計算されるというふうなメリットがございます。

以上です。

**7番** メリットも多少はあるということでは理解しました。

機械を導入することも私は賛成なんですけれども、それでちょっとさっきの指定金融機関と事務取扱いのほうに戻りますけれども、人を派遣してもらっていることで、たしか私の記憶では委託料というのを昔払っていたような記憶があるんですけども、そういったものはない、この中に含まれていないという理解でよろしいですか。銀行振込の手数料だけの純然の420万円という理解でよろしいのか、ちょっと質問いたします。

**会計管理者** ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、農協と契約をしてございます。その契約につきましては、ここにあります指定金融機関事務取扱手数料に含まれてございます。金額につきましては、220万円ということです。

**委員長** 佐藤委員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許可します。

**7番** あと1回で終わりますので、もう一回お願ひします。

ですからこの中に、さっき会計室長が言った答弁の内容とは違う内容も含まれているわけです。要するに、役務ですよね、人的サービスを農協から受けていることに対しての対価として200万円の支払いの分もこの中、約半分入っていると、こういうことです。そこが言いたいわけです。今2人体制でやって、さらに機械も導入しているわけだから、どこかで2人いる業務の一部分が簡素化されてないとおかしいわけですよね。ですので、要するに2人は必要なくなってきたいるんではないかと、こういうことが言いたいわけですけれども、必ず指定金融機関から人を町の会計室の中に置かなければならぬというようなものがあるのでしょうかと、こういうことが言いたいわけです。そういう契約になっているんだったら、ある程度置かなきゃならないんでしきれども、町の職員のみで対応できるのであれば、機械を導入してそれで済むのであれば、そちらのほうにしたほうがいいんじゃないかなと思うわけですけれども、そこら辺のところの関係について質問いたします。

**会計管理者** ただいまの質問にお答えします。

昨年度導入しました機械につきましては、窓口業務による自動収納というところの機能を有してございます。農協との部分の契約につきましては、それ以外の口座振替だったり、あとまた各金融機関からの収納の部分を担っていただいております。町としましては、そういう現金を扱わないというところでございまして、その部分を指定金融機関ということで指定してございますけれども、農協になっていただいているというところでございます。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はありませんか。

**2番** 60ページになります。2-1-6でありますけれども、63ページの備考欄の地域おこし協力隊事業であります。報告書の8ページにもありますけれども、隊員が2年目の成果ということで載せておりますが、この度、新しく春に1人地域協力隊がいらっしゃったわけですが、この仕組みというか、ちょっとお聞きしたいんですけども、以前のラテールさんの場合には、起業ということで途中からラテールさんと一本化をしたわけですが、今回の佐藤隊員に対しては、今年1年協力隊ということの認識でよろしいのか、この仕組みというか、起業にはならないような仕組みというか、どういうふうな形で協力隊しながら猿羽根山事業的なものを展開できるのか、ちょっとその点教えてください。

**まちづくり課長** 協力隊の佐藤隊員の形態なんですが、今年は委託型の形態を取っているといつ

たことで、ご説明をちょっとさせていただいておりました。その委託内容としては、観光業務の委託内容となっております。町の観光情報の情報発信であったり、あと猿羽根山を拠点としたいろいろなイベントを仕掛けてきております。そういうものの観光業務を委託している内容となっております。それで、現在猿羽根山のほうでブックカフェ等を開いていることについて、そういう形態のご質問だと思うんですが、それは委託とは別に、個人が委託のほかの業務ではなくて生活の中でやっているものでありますので、町の委託の業務とは別の活動といったものになっています。ですので、個人の自由な時間の中でやっているものといった認識で捉えていただければと思います。

**2番** 今年1年、最終年度なのかなと思いますけれども、ちょっと協力隊自体が地域力の維持とか強化、隊員の定住定着というような項目があります。今現在、協力隊は2名かな、舟形町に在住して、あとは協力隊が起業しているという形になって、佐藤さんも今後、定着していくのかなという考えでありますけれども、仕組みがちょっと分からなかつたもので、いろんなやり方があるのかなと思ったんですけれども、今後、やはり協力隊に向けて定住定着を目的にしていくと思いますけれども、これからは農業関係とか森林関係とかいろんな分野で協力隊が必要になってくるのかなと思いますので、今後もいろんな宣伝をしながらでありますけれども、いろんな形で定住定着、町に力のあるような活動していければいいのかなと思って、ちょっとどういうふうな仕組みなのかと聞いたので、分かりました。

**委員長** 答弁はよろしいですか。

**まちづくり課長** 町としては、協力隊を迎える、できるだけ定住していただきたいといった支援をしておりますので、今後とも、今年度から入られた隊員は農業の分野で来ております。佐藤隊員につきましては観光、そういうものを今後やっていくのか、今やっているブックカフェを、今年度最後になりますので、来年度以降、それで生計を立てていくのか、そういったところも相談に乗りながら定住を目的には支援していきたいと思っています。

今後といましても、いろんな分野、町では受け入れる体制を取っておりますので、自由な隊員からのアイデアにつきましても町の方向性と合っているのであれば、こちらでは受け入れて支援していくといった体制を取っておりますので、今後も引き続きいろんな分野で可能な限り受入れを推進していくまいりたいと考えております。

**委員長** ほかに質疑ございませんか。

**5番** 私から74ページ、75ページ、2款1項15目民間共同住宅建設支援補助金とありますけれども、堀内のものなんですかとも、今現在の入居状況はどうなっているのかお聞きします。

**地域整備課長** 2世帯、2家族というか、2人が入居しているところでございます。

**5番** 2世帯というと、あと2世帯空いているということですね。3,300万円以上のお金が投入になっているわけですので、何とか満床になるように今後、努力していくんでしょうか

ども、よろしくお願ひしたいと思います。

**委員長** 答弁は。

**5番** お願いします。

**地域整備課長** 現在、役場を挙げて、入居後のはうを頑張っているところであるかと思うんですけども、今後も、実際は民間企業ですので、民間の企業努力というものがまず第一になってくるとは思うんですけども、役場のはうでも誰かいないかという形では探しているところでございます。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はありませんか。

**1番** それでは、決算書の72ページから73ページ、2款1項12目の交通安全対策費の上段にありますけれども、高齢者先進安全自動車購入補助金ということで135万円の実績がありますけれど27台分と成果報告書にあるんですが、これによって高齢者の安全運行に寄与しているというものに対しては評価したいと思いますが、他方、運転免許証を返納した方への支援というのは、町として検討しているのか、お尋ねしたいと思います。

**委員長** 暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

---

午前11時10分 再開

**委員長** 会議を再開いたします。

**住民税務課長** 免許返納された方への支援を町のはうではということですけれども、現在は高齢者のタクシー券やデマンドタクシー等で対応を考えているところでございます。

以上です。

**1番** タクシー券という話ありましたけれども、以前、私も質問したんですが、80歳未満で免許返納した方には該当しないわけですよね。あと今、高齢者の方の要望ですと、荷台つきの三輪車とか、あとラクーターとかある程度高額になっていますので、その辺についても補助をお願いしたいという要望ありますので、ひとつ今後検討してほしいと思います。

**住民税務課長** 冒頭にありました高齢者の先進安全自動車等につきましては、6月の定例会の際にもお話しさせていただきましたけれども、高齢になつてもなるべく自分の足で運転したいという方に安全な車を乗っていただきたいという希望がございます。また、乗れなくなつた方、いろんな家族の事情等あろうかと思います。そういう場合については現行の制度をということもございますけれども、また様々な支援について、近隣の自治体であつたり先進の事例など研究しながら検討していきたいと思います。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**9番** 85ページになります。

2－4－1 選挙管理委員会事業ですけれども、去年も知事選挙ございました。そして今年も7月に参議院選挙ございましたけれども、公示日に、私ちょっとニュースで見たんですけれども、白バラ隊が出動しましたというニュースを見たんですけれども、今、舟形町では白バラ隊という組織はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

**総務課長** 多分、議員のほうで目にした組織といいますのは、県で白バラ啓発隊という名称で選挙のときの周知等を行うときに活動しております。その白バラ啓発隊というのが県の選挙管理委員会ですとか各市町村の白バラ会であったり、明るい選挙推進委員協議会とかそういう関連団体の人たちが集まって活動しているような組織のようです。

舟形町ですけれども、町におきましては、白バラ会というところは県のほうには組織しているという報告をしております。実際に、これまで白バラ会については役場職員の若手職員を中心に白バラ会ということで、過去には車で選挙中の広報活動等をしていただいていた経緯もございます。現在はそういう活動はしておりませんけれども、白バラ会自体は今のところあるという状況になっております。

**9番** 白バラ隊の活動というのは、私だけが見ていないのかなと思っていたんですけども、今、実際活動はやっていないと。最上管内、各町村、全て白バラ会があるのかないのか。以前は舟形町でも白バラ隊という組織があったと思います。私も白バラ隊に入った経験がございます。今は民間の方は入っていない。各町村の状況というのはどのようになっているんでしょうか。管内だけでも結構です。

**総務課長** そういう選挙の啓発を目的とした組織として白バラ会、もしくは明るい選挙推進協議会といった組織が考えられるわけですけれども、県内の自治体におきましては、どちらかの組織は残っていると認識しております。全くないというところはなくて、活動の有無はちょっと存じ上げませんけれども、組織自体はどちらかの組織があるという状況になっているかと思います。

**9番** 今、マスコミ等でも議員の成り手不足ということが非常にクローズアップされております。そういうふうな啓蒙活動といいますか、啓発活動といいますか、そういう活動をすることによって若い方あるいは住民の方にも選挙に関心を持ってもらえるのかなと思うんですけども、今後そういう活動をやっていくという考え方はないのでしょうか。

**総務課長** 現状、選挙に対する啓発としては、実際の選挙の際に防災無線であったり、各種広報媒体を使って広報を行っているというようなところが現状となっております。通年を通して選挙に対する关心等を持ってもらうということも目的としてはあるかと思います。もし仮に例えば、学校等でそういう選挙についてのことが知りたいとかそういう要請があれば、

担当のほうでそういった白バラ会とは限りませんけれども、そういったところを含めて出前講座であったりそういったところに対応していくことはできるかと思いますので、そういったニーズがあれば、そういった対応もする考えはございますので、よろしくお願ひいたします。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**4番** 58、59、2－1－2でございます。

59ページのほうに文書広報費事業ということで需用費委託料、ここに負担金補助及び交付金等とありますけれども、昨年までの決算を見ますと、ここに使用料及び賃借料ということで、電算機等使用料、昨年11万1,650円ここに決算されていますけれども、今回ここに決算されてない、明示されてないというのは、この使用料がなかったのか、そこら辺をお伺いします。

**まちづくり課長** この電算機器使用料につきましては、広報のレイアウト等そちらのレイアウトが簡単にできるといったところでリースしていたんですが、担当者がスキルも上がりまして、この機器を借りなくてもレイアウトができるといった状態になりましたので、6年度はリースはしていないといったことになります。

**委員長** よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

**1番** 成果報告書のほうですけれども、23ページ公共交通事業のデマンドタクシーでありますけれども、昨年度の全体の利用者が4,952人ということで実績が上がっておりますけれども、このうち県立新庄病院のほうには平日、毎日運行しているわけですけれども、県立新庄病院のルートについての利用実績はどのようになっているでしょうか。

**まちづくり課長** デマンドタクシーの町外便の運行回数、令和6年度につきましては、年間で1,325回運行しております。

**1番** そうすると、成果報告書の町外便というのは全ての人数になるということですか。

県立病院ですか、1,978人。

**まちづくり課長** 成果報告書の1,978人が県立新庄病院となるんですが、町外には県立新庄病院行き、この1ルートしかありませんので、全てがこの新庄病院を目的地とした乗合タクシーに乗っているとなります。これが1,978人ということになります。

**1番** 分かりました。

市民の声として、県立病院だけに市民がかかっているわけではないので、ほかの新庄市内の病院にも、町内の診療所もそうなんですけれども、そういう中で、今県立病院にまず行って、その後少しほかの病院に、ルートに回ることはできないのかというそういう相談もありましたので、業者間の問題とかいろいろあるとは思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

**まちづくり課長** 委員のご質問にもありましたように、業者間の問題があるようです。

まず、町外便の新庄県立病院行き、こういったもののルートを設定するに当たっては、道路

運送法にあります地域公共交通会議といった会議を開催して、山形の陸運支局に届出をしなければいけないということになっております。その地域公共交通会議にはタクシー協会、あとはバス、あとは陸運支局、あと町内会長とかそういった行政の関係の方も参加しての会議なんですが、その中で認められないと届出ができないということになっています。なぜかと言いますと、タクシーにつきましては、発着地、発車もしくは着地がそのタクシーの営業区域内でなければ駄目だといったルールがあるようです。そういうこともあって、新たにルートを設定する場合、特に乗合タクシー、デマンドタクシーは格安で利用できるものですから、そういうものを設定する場合は地域公共交通会議を設定しなければならない。そこで認められたものが、町外便の新庄病院行きとなっております。

そういうことがありますので、そこから別の病院とか別の買物地域にといった需要も大変お話は分かるんですが、なかなか今の段階では、新庄には新庄の営業区域をしているタクシー業者もありますので、そういう場合は新庄病院から新庄市内の循環バス、または新庄市のタクシー、そういうものをご利用いただくしか、ちょっと今はないといった状況にあります。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**5番** 80ページ、81ページ、成果表で言いますと30ページ、物価高騰対策プレミアム付商品券について質問をさせていただきます。

令和6年度もやっていただき、今年度7年度もプレミアムを発行していただいたことは、町民にとっても大変ありがたいなという思いでおりますが、今後もこの事業は継続していくのか、それとも補助金の関係上、補助金がなくなれば終了するのか、その辺について分かればお聞きしたいと思います。

**ふるさと応援推進室長** ただいまのご質問についてですけれども、金額的に大きな金額でこのプレミアム付商品券を実施するようになったのは、コロナの関係の交付金等、それから近年ですと物価高騰関係の交付金、そういうものを活用して大きな金額の事業ということになっておりますけれども、その以前につきましては400万円の予算で実施していたと記憶しております。ですので、大きな金額として事業を継続していくかというのは、ちょっとこの場では私のほうで判断できませんけれども、以前の400万円なり、数百万円単位のものはできるだけ継続していきたいと考えております。

**5番** 分かりました。補助金が絡んでいることですので、あんまり無理にすることもできないんでしうけれども、少額でも継続していくというお話をしたので、町民が望んでいるものでありますので、今後とも継続していくようによろしくお願ひしたいと思います。

**委員長** 答弁は。ほかに質疑はございませんか。

**2番** ページ数が74、75です。2-1-16、公共交通事業費ですけれども、成果報告書の23ペー

ジになります。

先ほど1番委員からあったんですけれども、前よりシステム上のタクシーとかいろいろな条件あります。その中で、新庄行けば回りバスとかがいっぱいあるので、全然対応できるのかなと思いますけれども、やはり今回最上町のほうとかタクシー事業がなくなつて、新しい取組としてライドシェアスタイルとかデマンド型をもう1年も満たないうちに、すごくスピーディーに進行しているなと思っています。

今朝の新聞ですけれども、尾花沢タクシーもライドシェアをスタートしてから、今朝の新聞では今度AIデマンド交通実証実験とかで、やっぱりすごくそういうAIとかを活用した事業展開が早いなと思っています。タクシー業務の中ではできるかできないかもあるんですけども、やはり公共交通ということで、そういうシステムの導入的なものをできないんじやなくてしていく方向性をもうちょっと持っていってもらえば、それで山形の市のほうでもタクシーが提携して、アプリでどこからどこまでというようなものができています。都市に行けばもうそれが今普通になっていますけれども、やはり地域によっても行き先とかが全部AIで指示されて、そこまで行ければ本当に便利になっていくのかなと思っておりますので、今後そういったAIを活用した展開もしていただきたいなと思いますけれども、今後の展開についてどのように考えているか、教えてください。

**まちづくり課長** 私もちょっと今朝新聞を見てまいりました。そこで舟形町についても、予約システム、こちらを入れてやっていこうと、昨年から入れております。こちらのほうにも登録が進んで増えてきております。ただ、どうしても今、まだ利用者が高齢の方が多いですから、アプリで予約もできるシステムになっているんですが、このアプリからとか、あとは予約システムのほうの電話に直接電話してくれる方がなかなか少ないといったのがちょっと現状であります。ただ取り扱っている星川タクシーでは、電話で普通に星川タクシーに電話で予約来てもそのシステム打ち込みとかそれをして、システムに予約が来た場合に対応できるように操作、そういったことはもう行っているようです。

個人的なことでありますけれども、私も夏に乗り合いをちょっと使うときがあったんですが、そういったときも、急に乗合タクシーを使いたいとなった場合に、このアプリがあったことを頭にあったんですが、どうしてもタクシーに直接電話してしまいますし、システムにすればよかったですですが、あとあとシステムの状況をアプリで見てみたら、もう既に私の自宅はシステムにもう入力になっているようでしたので、そういった操作も星川タクシーではもうされているというふうになっています。

今後、需要に合わせて、このシステムも活用できるように入れておりますので、状況に合わせて活用していくだければどちらでも支援していきたいと考えています。

**2番** そういうアプリ機能があるということですけれども、やはりタクシーの公共交通会議とか

で新庄タクシーがあるからとかありますけれども、できればそういう内容でも、例えばそのアプリを使って、新庄でも一方通行なわけですから、極力どこどこまでというのができればいいのかなとちょっと思ったもので、その点の協議を今後もし進められれば、よろしくお願ひします。

**委員長** 答弁は。

**まちづくり課長** やはり需要に対して対応ということだと思いますので、需要とあとこれから見通しも含めて、必要に応じて地域公共交通会議の開催が出てまいりとと思います。そういう中で検討していきたいと思っています。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**4番** 72、73、2－1－13防犯対策費ですけれども、当初予算387万7,000円で、今回不用額ということで245万6,151円。支出済みから見ると100万円ほど残っているわけなんですが、今回、この残った理由というか、142万何がしか支出になっていないんですけれども、その要因をお聞きします。

**住民税務課長** ただいまご質問にありました防犯対策費の不用額についてですけれども、大きなところとしましては、特殊詐欺防止機能付電話購入補助金、こちら当初予算で100万円取ってございまして、支出済みが22万9,000円となっているところです。こちらにつきましては非常に好評をいただきしております、自宅に対してのそういう詐欺的な電話、分からぬところからの電話が減ったというようなお話をいただいているところです。

以上です。

**4番** 今、課長が言われたように、特殊詐欺防止機能付電話、この購入費の補助が今回22万9,000円ということで、100万円当初見ていたものからみるとかなり少なくなっています。件数は昨年から見ると、この決算で26件、昨年より13件少なくなっています。成果表を見ますと、特殊詐欺防止機能付電話購入費補助金に関しての記述が今回13件少ないにもかかわらず、前年度とほとんど同じような内容での成果表が出ております。この書き方にもやはり実情を加味した書き方をしたほうがいいのではないかと感じたところでございます。そこら辺、若干の語句は違いますけれどもほとんど内容的に同じなので、そこら辺の内容の精査を今後していったほうがいいのではないかと思ったところであります

**住民税務課長** 成果表の表現につきまして、委員からご指摘あった部分についても考慮しながら改善していきたいと思います。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第2款総務費について質疑、審査を終結いたします。

第3款民生費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、第3款民生費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

**1番** 94から95ページの3款1項5目、福祉のまち推進事業費の高齢者コミュニティーふれあい事業扶助費でありますけれども、タクシー券の内容だと思うんですが、昨年度から80歳以上の方に今タクシー券を交付しているんですが、従前ですと、基本料金分を24枚1人当たり交付していただいたように記憶しているんですが、昨年度あたりから500券に変わって40枚というように拡充されたわけですけれども、それらの使い勝手といいますか、利用者の評価はどうだったんでしょうか。

**健康福祉課長** 私どものほうにはいいお声が届いていまして、助成金自体が500円に変わったことで増えていますので、デマンドタクシーも充実しておりますので、それと加えてこのタクシー助成券が来たことでとてもよかったですという声をいただいております。

**1番** 分かりました。

このタクシー券、今町内では一律40枚ということでの交付があるんですが、距離的に遠い方もいるわけです、長沢、堀内、富長、本町の方から見ますと、いろんな負担の割合が高いということで、少し距離によって多く交付ということは考えられないかというそんな要望がありましたので、その辺、今後検討する考えはないかその辺を伺いたいと思います。

**健康福祉課長** 私ども行政人としては、町民平等にという原則がますありますので、そこは一定程度保つことが必要だと思います。ただ、何の制度でもそうですけれども、特殊な事情によりというものはあるかと思うので、それに合致したとすれば、そういう制度にする可能性もあるのかなと思いますが、今のところは、この制度はこのまま継続していくということで考えているところでございます。

**1番** 分かりました。ぜひ、平等の原則もありますけれども、機会がありましたら、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

あと実際、タクシー券の交付、80歳以上の方交付大分あると思いますが、実際は全部使ってる方と使わない方もいると思うんですよね。その辺トータル的に利用率というか、実際は何%ぐらいの方が。使わない場合は返納するんでしょうか。その辺ちょっと状況をお願いしたいと思います。

**健康福祉課長** 期限が決まっておりませんので、それを超えてしまえば、当然使えないということです戻される方もいれば、破棄される方もいる状況でございます。

**委員長** 伊藤委員の本件に関する質疑は既に3回となりましたが、標準会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許可します。

**1番** ありがとうございます。

私は実際交付を受けた人数といいますか、あと実際使用した割合、そういう実績、利用率その辺をお尋ねしたので、今資料がないとすれば、後ででもお知らせしていただければと思うんですが。

**健康福祉課長** 申請者数が421名で2万円掛ける842万円を交付しております。扶助費の支出自体が418万1,500円ですので、約50%程度の使用率となります。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

**1番** 94ページの3款1項5目、福祉のまち推進費でありますけれども、舟形町は皆さんご存じのように、福祉のまち宣言の町でありますが、宣言の象徴である看板が庁舎から撤去されているということで、町民からなぜ撤去されたんだろうということで聞いてほしいということがありまして、その経緯をまずお願いしたいなと思います。

**健康福祉課長** 経緯はちょっと想像になってしまふんですけども、役場の庁舎自体に看板があったということですね。タイミングについては、多分役場の補強耐震補強工事でクロスの部分を入れるために外したのかなと思います。で、そのままになっているのかなと思っております。

**1番** 私もそうでないかなというふうにはちょっとと思っておったんですが、福祉のまち宣言は、皆さんご存じだと思うけれども平成6年の12月に制定されまして、12月で31年になります。特色あるまちづくりの一つだと思っております。

それで、条例の本文もちょっととかいつまんでお話ししますと、当時は人生80年の長寿社会を迎える、町民一人一人が福祉について理解と思いやりの心を培つて行動することが望まれます。舟形町は自覚と認識に立ち、町民の幸せを願い、ここに全ての町民の決意と福祉のまちを宣言しますというふうにあります。

この宣言について、森町長はどういう思いがあるでしょうか、お尋ねしたいんですが。

**町長** 行政の大先輩であります、前の伊藤孟教育長をはじめとして、先人の方々がそういう地域の高齢者等を含めて、福祉のまちを宣言したということは大変意義深いことだと思いますし、今、1番委員がおっしゃられたとおり、そこから数十年という年数がたってその看板がなくても、福祉のまち宣言というものについては、我々も含めて、議会も含めて、町民の皆様にも浸透しているということだと思います。

また、福祉のまち宣言を受けて、様々な形で健康福祉課では計画をつくっておりますし、また、まちづくり課等であります総合発展計画、もしくは短期アクションプランのほうにもしっかりそういうことについては盛り込まれているので、大変今そういった福祉のまち宣言をしていただいたことで、さらに福祉の町ということで進んでいると私は認識しております。

**1番** でも、若い職員の方ではそういう宣言しているというのは分からぬ方もいるんじゃないかなと思いますが、以前ですと、やっぱり庁舎に看板がかかってるのを見て、職員がそこを通

って、福祉のまち宣言の町なんだという認識があったというような声もありますし、あとやっぱり町民に対してもそういう福祉のまちの宣言だというアピールもできるわけですし、年数がたつことによって職員、町民共に意識が希薄する、そういうことがあるんではないかということで町民の皆さんも危惧しております。それで今後、そういうものを設置してほしいと思うんですが、町長はそういう考えはないか、お尋ねしたいと思います。

**町長** 昔ですと、平和都市宣言という看板もあったかと思います。それらのものについては、現在70周年の記念の看板等にも替わっておりますので、先ほども言ったとおり、看板が啓蒙活動に寄与しているということは否めないとは思いますが、それだけで全てが解決する問題ではないので、いろいろな面のところで福祉のまち宣言をしているということ、平和都市宣言をしているということ、そういったもろもろのことを伝えていけるように努力をしていきたいと思いますので、今すぐ看板ということについて、今のところ検討することにはちょっとない状況にあるかなと思っております。

**委員長** ここで暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午前11時53分 再開

**委員長** 会議を再開します。

**1番** 101ページです。

3款2項3目の中の下段のほうにありますけれども、説明の保育業務運営管理費等負担金1,490万円の関係ですけれども、これは社会福祉協議会に業務を委託している内容ではないかと思いますけれども、最初に保育所を業務委託して、その後学童保育なり、子育て支援センターの賃貸業務というかそういう事務的なものを随時社会福祉協議会に委託してきたわけですけれども、成果報告書の中では、保育環境の向上に努めたという文言がありますけれども、実際、保育所については何年か経過しているわけですけれども、その成果というのは、これまでと違ってどのような成果として捉えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

**教育課長** ただいまの保育業務の町の社会福祉協議会に委託した成果でよろしいですか、についてご説明をいたします。

社会福祉協議会に委託したのは平成29年からでございまして、こちらの目的については、保育士を正規職員とすることで、経験豊富な保育士を安定的に確保できること、それから保育士の雇用環境を整えて職務内容、職務分担の管理を適正化するという目的で業務委託をしたところでございます。現在、保育士については、子供の遊びを通して目指すと知育目標を設定していくまして、安定した雇用のもとで、知育目標については年長児、年中児、年少児それぞれの目標を立てながら保育に努めているところでございます。

以上です。

**副町長** 今の保育園ができたときの園長ということも経験ありますて、今ちょっとお話をあつたんですが、当時、やはり臨時職員がほとんどで、プロパーの先生方というのがもう五、六人ぐらいしかおりませんでした。やはり子供たちの未来をということで、小学校に入ったとき、または中学校に入ったとき、どんな子供になるんだろうというふうな、保育士自身がやっぱり子供のあしたを見れないような、それよりもまず自分が来年ここで働くんだろうかという職員がほとんどでございました。そういうところを考えますと、やはり保育士の身分保障をしっかりとし、上で子供たちの未来を考えられるような、日々の関わりができてきたなと思っています。まずは、やはりマンパワーが主の業務でございますので、そういうところをここ数年かけて、十分充実してきているのではないかと思っているところでございます。

**1番** この件についても、ある町民の方から相談された件でありますて、保育所職員の正職員化、雇用の安定とかそういう面では大変よかったですと思っているんですが、以前ですと、今の健康福祉課が全てを運営していたというのはありますて、その後、保育運営自体が教育委員会、そして職員のいろんな関係事務は社協というようなことで、現場から見ますと、窓口が3つになるというか、健康福祉課は保育料とか入園の手続とかいろんなそういう旨分散していく、現場としては戸惑いとかそういうものはないのかなとはちょっと思ったものですから、その辺はいかがでしょうか。

**副町長** 今、やはり業務委託というところで社会福祉協議会が担っているというようなところがございます、身分保障的なところについては。保育園については、学校関係、保・小・中一貫教育というところで、町が目標を定めて運営をしているところでありますので、教育委員会、社会福祉協議会、そして学童のほうとあとは子育て支援センターも含めて月1回打合せを毎月行っています。そういうところで、やはり目的共有するという意味では、体制的にはしっかりとしているのかなと思っています。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**5番** 時間も時間ですので、手短に。

101ページ、今ちょうど社会福祉協議会の名前が出ましたので、清流荘に今年若い職員が2名ほど採用されたようですけれども、それはこれから社会福祉協議会の今、人的に足りないということで採用になったのか、その辺についてお伺いします。

**副町長** 2人新たにというところでご指摘でございますが、やはり今まで組織管理というところで、今年度から学童のほうと、それから子育て支援センターも業務委託をするとなりましたので、ある程度人事管理についてなかなか手が届かないという状況でございましたので、そういう意味も含め、さらには社会福祉協議会の事務事業についても充実させるべく、あ

とそれから町の福祉業務についても社会福祉協議会で業務委託できるような業務を今、模索してございます。そういうことも含めて、社会福祉協議会の充実を図っているとご理解いただければと思います。

**委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第3款民生費について質疑、審査を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

---

午後1時00分 再開

**委員長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。

ここで、一般会計歳入の質疑において、佐藤委員からの質疑に対し、住民税務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

**住民税務課長** 午前中の質疑において、中長期在留者居住地届出等事務委託金に関しまして、中長期の期間及び舟形町にいらっしゃる在留者について回答させていただきたいと思います。

まずは、中長期在留者とは日本に3か月以上滞在する外国人で、その中から短期在住者や特別永住者などを除いた方々を指します。中長期在住者には在留カードが交付され、住民票が作成されます。該当する在留者資格の例としましては、留学であったり研修、あとは日本人の配偶者の方などがあります。

9月4日現在、当町にいる中長期在住者は、いわゆる技能実習生等が19名、また配偶者などの永住者が19名の計38名となっております。

以上です。

**委員長** 第4款衛生費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより第4款衛生費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

**5番** 私から104ページ、105ページ、診療諸費の中に修繕料400万円とありますけれども、どのようなものを修繕したのか、お聞かせください。

**健康福祉課長** これは舟形クリニックに雨漏り箇所がございましたので、その箇所の修繕工事にかかる金額でございます。

**5番** 雨漏りということは、診療所の全体の屋根の雨漏りということでよろしいですか。診療所の屋根の雨漏り。

**健康福祉課長** そのとおりでございます。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第4款衛生費について質疑、審査を終結いたします。

第5款労働費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより第5款労働費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第5款労働費について質疑、審査を終結いたします。

第6款農林水産業費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより第6款農林水産業費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

**2番** ページが114、115の6－1－4、農業振興費の備考欄の東北農林専門職大学総合プロジェクト事業であります。成果表は66ページになりますけれども、成果表の成果として、令和6年4月に学生10名と職員8名が令和5年度に整備したアパートの住人となっておりますが、ちょっと話を聞きますと、何か1名の方が退学したという情報を聞きましたけれども、その場合というのはアパートが空き家になるのか、それとも次の年の人人がそこに11名として入るのか、その辺ちょっとお聞かせください。

**農業振興課長** ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、空き家というか入居者がいない空室になってございますけれども、大学の事務方といろいろ協力しまして、新たに途中から入居される方を今、探しているところであります。入りたいという方が出てきている、候補が出てきているような状況でございます。

**2番** 経営は民間アパートということでありますけれども、やはり学生用アパートということでどうなっているのかなと思っていましたので、ただいまは募集中ということで、まだ現在は空き家になっているということによく分かりました。ありがとうございます。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。質疑はありませんか。

**4番** ページ116、6－1－6農地費でございます。

ここに農地耕作条件改善事業ということで500万何がしの工事請負費があります。成果本の68ページに事業内容ということで、原田地区田んぼダム整備工事14.2ヘクタール62万7,000円、野田地区田んぼダム整備工事4.6ヘクタールで438万5,700円とあります。単純に見て、面積と金額がどうなのかなという、単にちょっとこの面積と数字を見るとそんな感じを受けるんですけども、この内容についてお伺いします。

**地域整備課長** 原田地区の田んぼダムにつきましては、圃場整備が終わった地区への田んぼダム整備工事ということで、排水ますのほうに流量を絞るようなキャップをつけただけですので、キャップが41個分ということで62万7,000円。野田地区の田んぼダム整備工事については、排

水側の水尻口なんですけれども、それを一式交換したという形になりますので、26か所で438万5,700円となっております。

以上です。

**4番** ちょっと計算していないんですけども、単価的に、そうすると26か所で1か所と、この26か所でこの金額になるということですね。

**地域整備課長** はい。野田地区は26か所で26か所の水尻口の交換新規更新工事ということで438万5,700円、原田地区については、排水口に流量調整キャップを取り付けたということで41個で62万7,000円になっております。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第6款農林水産業費についての質疑、審査を終結いたします。

第7款商工費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより第7款商工費の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

**8番** 128ページ、観光費の負担金のことですけれども、陸羽東西線の利用推進協議会負担金1万2,000円とありますけれども、皆さんご承知のように、今、陸羽東線は何ていいますか、列車が走ってないわけすけれども、新聞等によると9月から復旧工事に入ったという情報もあります。そんなことで、分かっている範囲で結構ですので、今の復旧状況といいますか、ありましたらお願いしたいと思います。

**まちづくり課長** 陸羽東西線の関係なんですが、これまで復旧が遅れていた陸羽東線のほうについてJR東日本から情報が入っております。

今年1月に、復旧について陸羽東西線の協議会から早期復旧の申入れをして、その回答については、今後復旧に入るという回答をいただいておりますが、今どこまでちょっと復旧が入っているかというのはこちらでまだ把握しておりません。土砂撤去を中心としたまずは復旧に入るに当たって、沿線の自治体において何らかの協議会、今後の運営のことについての協議会をつくっていきたいといった申出もいただいている状況です。

**8番** ちょっと課長の今の答弁の中で、協議会をつくっていきたいというのはJRのほうからですか、それとも東西線の利用推進の協議会のほうからでしょうか。

**まちづくり課長** こちらについては、JR東日本の方から沿線自治体とJRで、今後の協議会等をつくっていきたいといったことを意見としていただいております。

**8番** 大分前進した話だなと思っていますので、今後とも、ぜひ強力なこの復旧の推進をお願いしたいと思うんですけども、町長、その辺の考えを一言お願いします。

**町長** 陸羽東線につきましては、できる限り早い復旧ということで陸羽東西線の利用促進協議会のほうで、JRに申入れをしているところでございます。

先ほどちょっと課長のほうから言った、各市町村に協議会をつくるという意図がよく分かりませんが、恐らく、災害復旧並びに今後の運営に対する、経営に対する負担を求めてくるためのものかとは想像できますが、戸沢村長から聞きますと、陸羽西線については、町村を通さず直接住民説明会をして、駅の統廃合というところについてお話をしている経緯があるようです。それは非常に好ましくないということで申入れをしているというところもお聞きしたところでございましたけれども、今後、その協議会の運営の在り方というのがJRから直接我々のほうに相談はないものですから、引き続き陸羽東西線の協議会でしっかりとそれを進めていくということが肝要かと思いますので、個別にあまりそれぞれの自治体で対応してしまうと全体のバランス、それから全体の復旧に対する遅れが出るかなと思いますので、その点については、協議会でしっかりと対応していくように努めてまいりたいと思います。

**委員長** ほかに質疑はありませんか。

**2番** ページは128、129の7-1-1の観光費であります。

ページ131ページの備考欄のヒストリックカーミーティング事業、成果報告書では83ページになります。10回を超えてヒストリックカーミーティングを開催していて、毎年台数も増えすごいでぎわっておりますけれども、昨年度は通常通りしましたけれども、今年度の開催時に猿羽根山の農林体験実習館の入札というか経営のやつのときに、開催する前の会議等が遅れて、実際経営が継続になった時点で会議を開催したような経緯があります。そしてそのときの話題でしたけれども、もしそこの経営が継続できなかつたらどうなったんだと言ったら、ヒストリックカーをやめていたという話になりました。

ばん場大会もそうでしたけれども、やっぱり主催者側がいなくなれば、当然なくなるような話ですけれども、持続可能的なものの考え方であるのか、やっぱり町にとってばん場大会もすごくいい大会だったなど私自身思っているんですけども、主催する側がいないということになるとやっぱりなくなってしまうのかなと思ったんでした。今回もそのような結果で、例えばそこが民間で入札した場合に、もし違う業者がなった場合にはヒストリックカーは開催されなかつたのかなと思っております。

そういう中で、やはり次の時点でそういう実態的なものを考えた場合に、今後のヒストリックカー自体の母体の在り方をもう少し考えていかなきやいけないのかなと思ったんですけども、町でもやっぱり助成金を出してるわけですので、できる限りまず継続してほしいという思いがありますので、その点の話というのは出たりしたんでしょうか。

**ふるさと応援推進室長** ただいまのご質問についてですが、ヒストリックカーミーティングの事務局体制とかそういったところに関連するものと思いますけれども、町といたしましては、

実行委員会に100万円の補助を支出いたしまして、その範囲内で開催できるものであれば継続していっていただきたいという状況でございます。ですので、その実行委員会につきましては、今回秋ぐらいにはまた開催して、来年度どのような体制にしていくのかというところで開催する予定と聞いておりますので、その実行委員会の内容も踏まえて、今後考えてまいりたいと思います。

**2番** その実行委員会はいいんですけども、やはり長年10年以上経過しますと、町のほうでも見えない部分でかなり協力面があるのかなと思いまして、自主的に事業をする側の計算上とボランティアとかいろんな部分を考えるとなかなかちょっと厳しいのかなと思ったので、やはりその母体自体を、もう例えれば任せるような形になればいいのかなと思いますけれども、やはり見えない数字がかなりあると思いますので、その点しっかりした体制で開催できるよう進めてもらえばいいのかなと思います。よろしくお願ひします。

**委員長** 答弁は。

**ふるさと応援推進室長** 体制につきましては、議員のおっしゃるとおり、町のほうでもかなり会場準備とかそういったところで協力させていただいているところでございます。ただ、事務局というところまでいきますと、若鮎まつりの準備であったり、その時期サマースクールの準備であったりというようなところで、町のほうでその事務を担っていくのはちょっと難しいところもございますので、その体制につきましても実行委員会で協議していかなければなと考えております。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。質疑はありませんか。

**7番** それでは130ページ、7-1-2の猿羽根山公園管理費の中の公園管理業務委託料、草刈りとかあれをしてもらっていると思うんですけども、ちょっとこの決算の内容について詳しく説明をお願いしたいと思います。

**ふるさと応援推進室長** ただいまご質問いただきました公園管理業務委託料につきましては、シルバーの方に猿羽根山一帯の管理をお願いしている委託料となります。こちらにつきましては、猿羽根山全体の草刈りであったり、あとは縁結びのみちの整備であったり、あとは猿羽根山相撲場付近等々きれいな環境整備というか、そういったものに努めていただいていると考えております。

**7番** ちょっと耳に入った言葉なんですけれども、シルバーに頼むのはいいとしても、正直かなりきつくなってきたなど。草刈りなり整備なり、正直言うと、シルバーに頼めるような仕事の内容でもなくなってきたという気が私少しします。入ってくる言葉、きつくなってきたと言ってくださっている方の言葉を聞くと、やっぱりもう少し年代を若くしたような、シルバーではないきちんとした方々に委託して世代交代というんですか、そういうものを図りながらやっていくべきではないかなと思います。

ちなみに、何か一の関のグループの方々が町の道路の草刈り等をしてくださっているというような話も聞いています。それは非常にありがたいという話も聞いていますし、年代的なものを考えると、もうシルバーじゃなくてそういった方々のもう少し若くしたような方々に猿羽根山の公園管理をさせていくべきなんじやないかなという感じが私しているんですけれども、そういった観点で、シルバーのほうにまだずっと続けていくような考え方なんでしょうか。

**ふるさと応援推進室長** ただいまのご質問につきまして、若い方という定義が何歳ぐらいなのかというところもあるかとは思いますけれども、一の関の方々というのも多分60歳は超えてらっしゃるぐらいの方なのかなと思います。そうした中で町といたしましては、個人、今されている人というか個人と契約をしているわけではなくて、シルバー人材センターと契約をさせていただいております。ですので、シルバー人材センターにおいて、今の方々が大変だということであれば、また別の方をそのシルバー人材センターの方から見つけていただくというか、猿羽根山に派遣していただくというような形でお願いできないかなと考えております。

**7番** シルバーの方に頼んだとしても、たしか新庄最上でつくっている団体だと思うんですけども、やはり舟形の方で事情が分かっているんだったらあなた行ってくださいよみたいな感じですっと同じ方が来ているのかなという気がします。そういうふうな中で、そういった方々からやはりギブアップ的なそういう言葉が聞かれてくると、やはりシルバーという団体、例えば一の関という団体があると思うんです。また別の団体があったりします。そういう団体団体の中で交渉、今の現状を開拓ということですかね、やはりもう少し若いの定義は今より若いということなんでしょうけれども、そういった方で世代交代をきちんとしていけるような、発想も違うでしょうし、少しでも若くなれば。そういった形でやっていくべきなんじやないかなと思います。

**ふるさと応援推進室長** ただいまのご意見いただいた件につきまして、今の方々が、皆さんちょっともうギブアップというか、もう大変だわということであれば、そういったことも考えられるのかもしれないですけれども、一部の方だとすると、例えば一の関の方に依頼しますと、契約を打ち切ることになりますので、今働いてる方、ギブアップされない方というかそういった方の雇用もなくなるというような状況もあるかと思います。ですので、もし一の関の方であったり、またそのほかの方でも結構なんですけれども、そういった猿羽根山公園の整備に携わっていきたいという方がいらっしゃれば、シルバー人材センターのほうにご登録いただいて、そこで希望がかなうかはちょっと私分かりませんけれども、そういったところで対応をしていっていただければなと思います。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**8番** 一つ確認をさせてください。

128ページの観光費の11節役務費の中でドローンの保険料というのがありますが、これは町

で所有するドローンの保険料という理解でよろしいのですか。ちょっと伺います。

**ふるさと応援推進室長** ただいまのご質問について、私のほう、ふるさと応援推進室でドローン1機を保有しております。それにかかる、墜落したり何か人に当たったとか建物に落ちてしまったりとかそういった際の保険料となります。

**8番** 了解しました。

一つ、ついでについいますか、誰でもかれでも操作させるというわけにはいかないんでしょうけれども、操作するに当たっての、何か規定的なものは設けているんでしょうか。

**ふるさと応援推進室長** ドローンの操作に当たりましては、国で決められたルール、例えば人混みから何十メーター離れなさいとかそういったルール、あとは目で追える範囲内でしか飛ばせないとかいろいろあるんですけれども、そういったルールに基づけば、特に免許等は要らないものと思いますが、ただ、町の職員が操作する際には研修等も受けて操作をさせていただいているところです。

**8番** 誰でもできるということではなくて、やっぱりそういう研修を受けた職員の方に限定をしていると、そういうことですね。

**ふるさと応援推進室長** 研修を受けた者が操作、それから1人では操作しないようにということで、2人以上で操作するようにしているところです。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**7番** それでは132ページ、7-1-5まちおこし事業の若鮎まつりの事業について質問いたします。これ1,200万円ほどかけて去年は行ったということで、私この全体のことです。去年まではこの事業までは長らく議会中の土日だったわけです。今年に入ってパターンが変わって、議会後に若鮎まつりをするとなったわけですけれども、まず最初の質問として、なぜこの議会後になったのか、まずそのことについて質問いたします。

**ふるさと応援推進室長** ただいまのご質問につきまして、昔からというか、基本的に9月の第2土曜日曜ということで開催しております、たまたま今年議会からちょっとずれたというような状況でございます。

**7番** そうではないかなと思っていますけれども、意外と議会後の若鮎まつりというといいなと。正直そのほうがいいんじゃないかなと思ったところです。たまたまこの第2が今回議会から外れたんですけども、外れてみると、非常に日程的に、議会の日程から何からして、あるいはもしかすると職員の負担からしていいんじゃないかなと思ったところですけれども、むしろそういった形で今後続けていったほうがいいんじゃないかなと私、個人的には思ったところなんですけれども、必ず第2週に今後もやっていくつもりなんでしょうかという質問でございます。

**ふるさと応援推進室長** ただいまのご意見についてですけれども、実行委員会のほうで第2土曜

日曜ということで決定しているものですので、なかなか私のほうでこの場でお答えするのがちょっと難しい状況にはあるんですけども、鮎のシーズンというかそういうところも関係すると思いますし、例えば9月下旬とか10月とかなれば、ちょっと鮎という感じでなくなる可能性もあるんではないかなと思いますし、ただ、暑さというところもいろいろ近年変わってきているところも分かりますけども、あくまで実行委員会で決定させていただいているものなので、ご理解いただければなと思います。

**委員長** いいですか。

(「分かりました」の声あり)

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**5番** 私からは130ページ、ヒストリックカーミーティングについて質問させていただきます。

**ふるさと応援推進室長** ただいまのご質問につきまして、まず主催者側と話もいたしますけれども、あとは特定の車両を通行止めにというところでございますので、警察関係というかそういったところにもちょっと相談しないとなかなか難しいのかなと思います。ですので、ちょっとこの場ですぐ参加者もしくはお客様に対してそこを通らせないということができるのかどうかというところは、今ここでお答えするのは難しいなと思います。

**5番** 大変申し訳ないけれども、別に通行止めにしろとか言っているわけではなく、お願ひベースなんですよ。やっぱり主催者側にこういう声があるということを伝えていただいて、自主規制なんです。自主規制で何とか、言っても来ると思うんですけれども、そこは言ったと言わないでちょっと違うかなという思いがありますので、よろしくお願ひいたします。

**ふるさと応援推進室長** ただいまのご意見につきまして、主催者側のほうに、できるだけ参加者なりに伝えていただくようにしたいと思います。

**委員長** ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第7款商工費について質疑、審査を終結いたします。

本日の審査はここまでといたします。

9月8日月曜日午前10時より開会します。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後1時47分 散会

令和 7 年 9 月 8 日（月曜日）

決算審査特別委員会会議録  
(第 3 日目)

令和7年決算審査特別委員会第3日目

令和7年9月8日（月）

---

出席委員（10名）

1番 伊藤廣好	6番 奥山謙三
2番 叶内昌樹	7番 佐藤広幸
3番 荒澤広光	8番 八鍬太
4番 伊藤欽一	9番 石山和春
5番 小国浩文	10番 斎藤好彦

---

欠席委員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富広	まちづくり課長補佐	沼澤友幸
副町長	伊藤幸一	住民税務課長補佐	植松昌人
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	鍛冶紀邦	住民税務課長補佐	八鍬俊勝
デジタルアース推進室長	佐藤仁	住民税務課税務係長	岸崇司
まちづくり課長	曾根田健	健康福祉課長補佐	大場君博
ふるさと応援推進室長	野尻誠	健康福祉課 介護保険担当補佐	大場由美子
住民税務課長	豊岡将志	健康福祉課 地域包括支援センター長	東村貴恵
健康福祉課長	沼澤一征	健康福祉課 こども家庭センター長	原田真由美
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博	健康福祉課 子育て支援センター長	矢口加奈子
新規就農・女性活躍支援室長	岡崎千恵子	農業振興課 農政企画係長	佐藤祐
地域整備課長	伊藤秀樹	農業振興課 農業振興係長	高橋健
地域強靭化対策室長	伊藤英一	地域整備課長補佐	八鍬幸仁
会計管理者	相馬広志	地域整備課 下水道主査	齊藤伸也
総務課財政係長	仲野健太	地域整備課水道主査	松本正人
教育長	浅井純	教育課長補佐	沼澤辰成
教育課長	森英利	代表監査委員	齊藤徹
総務課長補佐	佐藤拓	監査委員事務局長	大場健一

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大場健一 事務補助員 大場正江

---

本日の会議に付した事件

認定第1号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和6年度舟形町水道事業会計決算の認定について

認定第6号 令和6年度舟形町下水道事業会計決算の認定について

午前10時00分 開会

**委員長** おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、3日目の決算審査特別委員会を再開いたします。

日程に先立ちまして、5番、小国委員から9月5日の会議における発言について、会議規則第63条の規定によって、○○○○○○○○○○○○○○○○○○と発言のあった部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** 異議なしと認めます。したがって、小国委員からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

---

#### 認定第1号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

**委員長** 第8款土木費を審査いたします。読み上げをお願いします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、第8款土木費の質疑に入ります。質疑はございませんか。

**1番** 成果報告書の94ページになりますけれども、8款4項2目東北専門職大学関連造成事業の中で、成果の中でふなぽんについてありますけれども、ふなぽんが開所して、7月に開所して6か月目に入っているわけですけれども、現在の利用状況はどのような状況か、お尋ねしたいというふうに思います。

**まちづくり課長** 舟形地区の交流施設であるふなぽんの利用状況ということなんですが、今年度につきましては、地区の方々、あとは学生のほうからご利用をいただいております。

ただ、人数の把握につきましては、後ほどお答えさせていただきたいんですが、団体といつしましては、地区の交流事業、あとは学生の勉強、そういったことでも使われています。あとは、学生が中心となって地域づくり活動も、県の補助事業を受けて行っていますので、そういう活動も行われております。

一応、利用状況としては以上となります。詳しいのは後ほどお答えします。

**1番** そうすると学生以外の町民の方も利用しているという状況にあるということでいいんですね。

それで、実際運営してみて何か課題とか、そういうもの、改善すべきなど、そういう点が今の段階でありましたら、お願いしたいと思うんですが。

**まちづくり課長** 地域の方も利用はされております。

4月から運営してみて、様々な利用時間帯の設定とか、そういったことも毎月いろんな、こういう時間帯がいいんじゃないとか、そういったことで毎月利用状況に合わせて、月ごとに時間をちょっと設定して、今試行錯誤している状況です。

ただ、利用者はかなりいらっしゃいますので、利用できるだけしやすいような時間帯を今後も設定していきたいなと思っています。現時点としては試行錯誤して、毎月時間帯を設定していると。

あとすみません、先ほどのご質問でちょっと資料が見つかりましたので、お答えしてよろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、ふなぽんの令和7年度の利用者の総数なんですが、4月からは922名の方が、個人も含めて利用されております。その中で、団体で利用されている方につきましては、どういったことに使われますかということをちょっとお聞きしている中で、先ほど申し上げました交流事業が団体の中で8割を占めております。

あともう一つが、舟形地区の町内会または地域運営組織等の会議、これが約1割、学生の勉強、まとまってグループで勉強したいとかそういったものが1割といった内容になっていま

す。

**1番** スタートしたばかりで、いろんな課題もあると思うんですが、その辺についてはできる範囲でクリアして、利用しやすい施設にしていただきたいというふうに思いました。

あと、ふなぽんの交流施設の近くに、東北専門職大のアパートあるんですが、その前に今日見つけたんですけども、コインランドリー建設中という看板がちょっとあったんですけども、前回の一般質問ではまだ具体化になっていないというのがあったんですが、町長、具体的に今度決まったんでしょうか、その点お願いしたいと思います。

**地域整備課長補佐** ただいまの質問でございますが、私もその看板を確認しているところでございました。専門職大学プロジェクトの一環として、コインランドリーの誘致というふうなことで、クリエイト礼文さんの方にご相談を申し上げているというふうなところではあるんですけども、正式に私のほうにそういうふうな話はまだないんですけども、そういうふうな打合せのほうには、私のほうでも顔を出しながら、その調整を図ってきたところでございます。

最終的に決定というふうなことになれば、私のほうにもその報告があるかに思いますけども、まず看板が先行して設置されたというふうなこともありますので、その状況をクリエイト礼文さんに聞きながら、状況の把握に努めてまいりたいというふうに思うところでございます。

以上です。

**2番** ページは、136、137の8－2－1かな、道路維持費であります。成果報告書は87ページになりますけども、工事請負費であります。工事請負費の9マル10マルで、町道舟形平沢長沢線道路補修工事とありますけれども、これは長沢の地区、要望会で長年提出されたことありますけれども、今回側溝工事のやつかなと思いますけれども、進捗状況というか今後の進め方等についてちょっとお伺いします。

要望書に関しましては、山手側の側溝設置及びのり面保護、舗装ひび割れ補修、路肩部落下による段差の解消、道路幅の確保、未舗装部の舗装とありますけれども、これはどのような形で、今後、今の段階からさらにどこまで進めていくのかお聞きします。

**地域強靭化対策室長** そちらのことにつきましては、毎年100万円くらいを計画しております、その中でおおよその今年一番劣化のひどいところとか、あとは農耕車による、ちょっと老朽化とかそういったところを毎年見ながら、予算の範囲内で進めていくということにしております。

以上です。

**2番** 每年100万円をかけてということでありますけれども、一応農地等もあって、テレビ塔、電波塔とか、あとは舟形町までの通路とかあって、利用する人は利用するのかなということあります。

私も何度か通っていますけれども、急勾配で、去年の豪雨災害でもかなりの破損的なものがあつたと思います。農機具と車もすれ違えないような状況でありますので、100万円単位での補修ということで、今後もなるだけ早く修繕していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**地域強靭化対策室長** 每年状況が変わると想いますので、そちらのほうもやっぱり見ながら、補修のほうに努めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

**委員長** そのほかに質疑はありませんか。

**5番** じゃあ私のほうから、136、137、道路新設改良事業、成果表でいうと89ページ、町道舟形一閑線舗装側溝改修工事とありますけれども、多分この中に舟形第3の、今年で3年目になるのかな、工事が入っているものと思われますけれども、今年度はどの辺まで作業を行うのか、その辺についてお聞きします。

**地域強靭化対策室長** ただいまのご質問にお答えします。

小国委員さんのお宅の前を、昨年中間として前後のほう50メーターずつで約100メートル、令和6年度に実施しております、今年度につきましては、そちらのほうの終わったところがスタート地点となりまして、斎藤洋一さん宅の前の辺りの集水ますあるんですけども、そちら町道と町道の交差部、そちらのほうまで今年工事する予定になっております。

以上です。

**5番** そうしますと、ほなみからぶつかる道路ありますよね。あそこは通過しないという認識なんでしょうか。

**地域強靭化対策室長** そちらの横断部に関しましては、少し金額のほうがかかるという予定ですので、その手前までで一旦、今の時点で計画しております。

**5番** 分かりました。今資材高騰で、なかなかメーター数が伸びていかないのかなと思われますけれども、大変よくなっていますので、今後とも最終あそこまで、古川さんの辺りまでだと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

**地域強靭化対策室長** 全体的な予算の配分等ありますけれども、できるだけそちらに関しましては、やっぱり小学校の安全確保ということで、非常に重要な路線であるというふうに認識しておりますので、できるだけ早く完了したいというふうには思っております。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**7番** それでは、私から1点。

138ページの8款2項の河川費の中で、ちょっと大きい項目の中で質問させていただきたいと思います。

防災関係で私の家の脇になりますけれども、大変いい堤防を造っていただきました。水がたまれば、ポンプでかき出してくれるということで、その管理の中で、堤防の草刈りなんですが、川側は多分県なのかもしれないですが、内水面のほうは町が管理するというふうに私聞いているんですけども、ある一定の階段のところまでは県が草刈りしてくれているのか、町が草刈りしてくれているのか分からないですけれども、そこから堤防の突き当たりまで、これも草ぼうぼうで、いざ堤防から内水面から水を上げて河川側に落としてやるときに、邪魔になって大丈夫なのかなというほど、結構草が生い茂っています。放置されている状態です。

つまり、河川費の中での草刈り等、管理体制をきちんと県と町で調整していかなかったのかなと、こういうふうな印象があるもんですから、そこら辺のところどうなっているのか、質問したいというふうに思います。

**地域整備課長** 議員おっしゃるとおりで、明確に定めている、打合せしていることはありませんので、これから県と打合せしながら、非常時に危険のないように草刈りのほうするようなことで、進めてまいりたいと思います。

以上です。

**7番** この河川費の中でではないと思うんですけども、冬場、あそこ除雪してポンプ小屋まで除雪してもらっていますよね。ちらっとその方とお話ししたら、私がぼうぼうの草刈りをさ

せてもらつてもいいというありがたい申出というかな、自分の意気込みみたいなのがあるようすで、内水面のほうにしろ、河川側のほうにしろ、町の管理にしろ、県の管理にしろ、自分の責任感だというふうに思うんですけれども、そういうふうに言ってくれている人もいるので、ぜひそういうふうな方の、何ていうか、意気込みを育ててあげるような形でやっていただきたいほうが、きめ細やかな管理ができるんじゃないかなと私は思ったところです。

なので、ぜひ今草ぼうぼうになって、昨日のような雨が続ければ、ポンプを出動させるときに、草ぼうぼうではちょっと消防団員も大変かなというふうに思いますんで、早急に対策を講じていただきたいというふうに思います。答弁をお願いします。

**地域整備課長** 議員おっしゃるとおりで、冬季間除雪作業をしている方、あの堤防周辺の現場に精通されている方で、一生懸命な方でもありますので、まず危機管理室と相談しながら、検討していきたいと思います。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**9番** 138、139ページになります。8-2-3除雪対策費です。

139ページの町道除雪業務委託料、成果表の91ページを見ますと、この内容として道路除雪費9,157万円、それから排雪費、これが7,996万8,000円と、約8,000万円ぐらいになっています。

この排雪費額は大きく膨らんでいるなあというふうに思うんですけども、この大きな理由というのはどのような理由なんでしょうか。

**委員長** 暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

---

午前10時27分 再開

**委員長** 会議を再開いたします。

**地域強靭化対策室長** ただいまのご質問にお答えします。

基本的には雪割り作業ということを基本としておりまして、あとは住宅のほうは毎年同じような状況で排雪のほうをしている状況であります。

それを基本に、短期で、雪がだあっと短期間で降られた場合なんですけれども、そちらのほうはどうしても雪のほうがいっぱいいたまつて、その排雪の回数が増えるということと、あと一番大きな要因といったしましては、令和5年は少雪で、令和6年は雪のほうが多くたつということも要因の1つと考えております。

以上です。

**9番** 雪の量が多いから排雪費も当然多くなってくると、この理由はそのとおりだと思います。

住民に不便をかけないようにというふうなことで、一生懸命排雪をしていただいたんだろうなというふうに思います。

令和5年度は非常に雪が少なくて、金額的には比較対象にならないんですけれども、令和4年度の決算を見ますと、道路除雪費で9,670万円、大体520万円、令和6年度より令和4年度のほうが除雪費としては多くかかっています。

その中で、令和4年度の排雪費というのが7,300万円、令和6年度が7,900万円、約700万円ぐらい排雪費が増えているんです、令和4年度と比べれば。だから、ただ雪が多いと、除雪費が520万円ぐらい令和4年のほうが多いですから、雪の量としては令和4年度のほうが多いのかなというふうに思うんですけども、この排雪に関して、令和4年度と比べれば700万円ぐらい多くなっているんです。だから、ただ単に雪の量だけじゃないのかなと。

例えば、非常に仕事のしづらいところに雪を置いてしまったとか、飛ばしてしまったとか、そういうふうな様々な要因があるのかなあと思って質問したんですけども、その辺はどうですか。

**地域強靭化対策室長** 先ほどもちょっと言ったんですけども、短期で集中的に降られた場合には、どうしても排雪する場所に除雪するわけなんですけれども、その量が短期間に降られてしまうと一気にたまってしまうと、排雪しないわけにはいかないということで、その分が影響したものというふうに考えております。

**9番** そうすると、排雪場所が、排雪場所といいますか、雪ためておくところが変わったとか、短期間で集中的に降ったと。だから、早い時期から排雪をしたと、こういうふうな考え方よろしいですか。

**地域強靭化対策室長** その年、年で排雪場所を皆さん協力していただけるとよろしいんですけども、そちらのほうも声をかけながら、1か所、2か所そこの場所がもう駄目になったから、次の年は考えてくださいとか、そういったこともありますので、そちらのほう委託業者さんのほうと計画を立てながら、そのことも若干その中に要因としてあるのかなというふうには思います。

厳密には、やっぱりそちらのほうは業者さんの方に確認をしながら、さらにそのようにお金のほうがかからないように、ちょっと工夫しながら、努めていきたいというふうに思います。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**2番** ページは、136、137の8-2-1道路維持費の備考欄のほうに、委託料として道路台帳更新業務委託料とありますけれども、システム上でいろんな業種にとってすごくいい台帳のかなあと感じております。全体的な成果的なものがどの程度成果があったのかお伺いします。

**地域強靭化対策室長** そちらの成果につきましては、前年度道路改良あとは災害復旧事業、そちらのほうで、道路幅員なり、あとは舗装になった、ならないとか、そういうガードレールのほうが補修されたとか、そういった内容をそこのほうに記入する業務になっておりまして、あくまでも修正業務というか、そちらのほうの業務の内容となります。

以上です。

**2番** すみません、内容が分からなかつたので、そういうふうなものだと了解しました。

この道路、ここの面ではないんですけども、やはり道路台帳を作ることによって、いろんな事業が簡略化になったということありますけれども、以前この道路台帳更新、この業務があると、いずれは自動運転の車もその道路台帳によってG P Sとかでできるのかなあと、ちょっと前話してもらったんですけども、そういうことも可能なのか、そこをちょっと可能かどうか、お聞きします。

**町長** 道路台帳につきましては、当然町道の管理をする上で必要なというふうなことで、毎年町道の台帳に書かれていることに変更があった場合については、先ほど室長がおっしゃられたとおり、側溝整備であったり、舗装とかガードレールとか、そういったものを管理する上と、道路台帳を基に交付税の算定をされております。

そういうふうに重要なところで、道路台帳というふうなものが必要になってきますが、前から申し上げています自動運転のほうにつきましては、道路台帳をできるだけデジタル化しまして、道路台帳に座標を持たせることで、いずれG P Sとか、そういったものを使って、自動運転ができるようになるふうなところでいますが、なかなか昨年うちのプロジェクトチームで国交省の自動運転の対策室のほうに行って、お話を聞いてきたんですが、かなりまだ車のほうが雪の、例えば路面状況が分らないとか、そういう場合について非常に厳しいというふうなところのお話を聞いてきたところでありますが、町としましては、そういうことが可能な車が開発されれば、できるだけ早くそういう対応ができるような、こちらのほうの下準備だけは整えていきたいというふうなところで、道路台帳のデジタル化等も進めているところでございます。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第8款土木費について質疑、審査を終結いたします。

第9款消防費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、第9款消防費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

**4番** それでは、9-1-2でございます。ページ144、145、消防施設費についてお聞きします。

145のほうに備考の欄に修繕料、59万9,450円というふうに明記されております。成果本の成

果表の97ページに、その事業内容ということで書かれております。

修繕料599万450円の内訳というようなことで、積載車の充電器等7件、ポンプ小屋の修繕2件、Jアラート受信機1件、一応主立ったところがこの3点のようなんですけれども、この3点の合計で59万9,450円なのか、まずはお聞きします。

**住民税務課長** ご質問にありました修繕につきましては、成果報告書97ページのとおりであります。充電器等7件、ポンプ小屋修繕2件、Jアラート1件の計10件で59万9,000円になります。

**4番** 3点合計でこの金額というようなことなんですけれども、それぞれの値段というか、金額についてお聞きします。充電器等7件、ポンプ小屋修繕2件、Jアラート受信機1件、それぞれの金額をお聞きします。

**住民税務課長** ただいまのそれぞれの金額になりますけれども、最初にJアラートのほうが19万8,000円でして、次ポンプ小屋修繕2か所が28万4,960円、積載車充電器等がそのほかの部分になります。

以上です。

**4番** ちなみに、このポンプ小屋の修繕2件、28万4,960円で、この2件ということはポンプ小屋2か所ということだと思いますけれども、それぞれの修繕内容はどのような内容かお聞きします。

**住民税務課長** 1か所目が紫山地区であります、モーターサイレンの修繕工事、こちらが19万960円になります。

もう一つが、長者原のポンプ小屋になります、こちらがガラスの交換工事でして、9万4,000円になります。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

**4番** すみません、同じくこれ防災費9-1-3ですけれども、災害用トイレ購入費ということです73万2,600円ございます。この災害用トイレ、何基購入したのかお聞きします。

**住民税務課長** こちら令和6年度でラップ式トイレを2基購入しております、県からの補助事業でございます。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**2番** 9-1-1なんですけれども、成果表で言います、96ページ、成果表であります、の(2)事業内容といたしまして、消防団員組織として実団員数が334名となっております。

これ以外に、予備消防団という形で結束しているわけですけれども、今現在の予備消防団の人数というのは、今年度に入って増えているのか、各地区の状況、現在の状況を教えてください

さい。

**住民税務課長** ただいまご質問にありました予備消防団の数ですけれども、令和6年度から8名増えておりまして、123名でございます。

各地区ごとの数字というよりは、町内ごとの数字申し上げてよろしいでしょうか。組織されない、されていないところについては、抜いて数字を説明差し上げます。

幅10、長沢11、内山3、経壇原13、舟形1、2が3、舟形3、4が5、大平4、福寿野7、堀内10、実栗屋19、州崎14、西又松橋15、新堀真木野9、合計123名となります。

以上です。

**2番** 消防団の予備消防団を含め実団員数の報酬につきましては、個人という形になっておりますけれども、やはりこういう周知もあって増えてもいるのかなあと思いますけれども、まだ現在もやはり消防団の中では人数をなかなか減らしづらいと言ったらおかしいですけれども、なかなか出動というか、消防団に入っていながらも、参加できていないような方が結構いるのかなと思っています。

これが、やっぱり実団員数をまず減らさないようにしているのかなと思いますけれども、しっかりした実団員数と、予防消防団という形をしっかり分けて、地域の消防活動等に関わってほしいんですけども、なかなか人数がどんどん減っていくのもちょっと困るとは思うんですけども、しっかりした予備消防団として、堀内と長沢地区は結構増えていますけれども、本町のほうがやっぱり一番大きいところで増えていないこともあります。

やっぱり実質、募集のかけ方とかいろいろあると思いますけれども、やはりひとつ、しっかりした予備消防団という活動のことをまず広報しながら、そちらのほうに移っていただきたいなと思っていますので、今後そういう周知のほう、さらに充実させていただきたいと思いますので、その辺今後どう進めるかよろしくお願ひします。

**住民税務課長** ご質問ありがとうございます。

予備消防団につきましては、比較的現団員が多いところというか、についてなかなか予備消防団がそんなに増えていないのかなというふうに実感しているところであります。

ただ、これから退団される方もいますので、現在も周知していますけれども、退団されてからも予備消防団として、地域の安全・安心に関わっていただきたいということを、さらに周知していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第9款消防費について質疑、審査を終結いたします。

第10款教育費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政係長** （朗読、説明省略）

**委員長** これより、第10款教育費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

**2番** ページのほうは、148、149でありますけれども、10－1－2ですね、事務局費であります。

ページは、151ページの備考欄の（6）になります。わかあゆ塾実施委託料であります。成果報告書の100、101ページにもありますけれども、成果として通塾不要のオンラインによるわかあゆ塾に切り替えたとあります。わかあゆ塾実施委託料というふうにありますけれども、これは人数的にはありますけれども、これはもう各家庭での参加ということでおよしいんでしょうか。

**教育課長** 令和6年度のわかあゆ塾の受講方法なんですけれども、これはオンラインのわかあゆ塾に公営塾というふうなところで開催しましたので、家庭でも現在1人1台タブレットを貸与しておりますので、そのタブレットで自宅のほうでも受講はできるというふうなことでございまして、件数は33名とありますが、生徒一人一人の人数というふうなところでご理解いただきたいと思います。

**4番** こういうオンライン講座もいいんですけれども、こういういろんな授業等をする上で、先日も一般質問でしましたけれども、今学校とかそういう教育現場で生成AIを使った教育方法ということで、答えを教えるのではなく、答えを導き出すためのAI、生成AIを使ったものが最近活用しているところがあります。

やはり生徒何人に対して先生1人というのは、なかなかそれぞれに教えるのは大変かなと思いますけれども、この生成AIを使うことによって、一人一人が疑問に思ったことや、分からぬことに対して、ヒントをくれたり、そういうことをしています。

いろんな研修とかいろいろ行っているようですけれども、埼玉のほうの研修とかもありましたけれども、そういうふうなことでの研修なのか、今後そういうふうな取組として生成AIを活用した取組というのは、どのようなふうに考えているかお聞きします。

**教育長** ご質問ありがとうございます。

今ご指摘いただきました生成AIを活用した授業づくりというのも、国内でもどんどん前に進んでいるということを把握しているところです。

当町でも県外の視察ということで、先進校の学び方を真摯に学ぼうとしているんですけれども、まだまだ生成AIを有効活用した学びまで至っているというものでは、まだ至っておりません。

ただ、今ご指摘いただきましたように、今後の教職員の研修、そして子供たちの学びの深まりということを求めて、やっぱり積極的に多方面で勉強していく必要があるなと感じているところでございます。

**2番** ゼひともやっぱり分からぬでそのままにするのではなく、一人一人が疑問に思ったこと

をまず答えではなくて、やっぱり導き出すヒント等を活用するのはすごくいいのかなと最近思っていますので、学びを伸ばすためには、そういう活用も今後しっかりと、しっかりした体制のものを活用しながらしていっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**1番** ページ158から159ページの10款2項1目の中学校管理費の中で、生徒の学力という視点で、質問させていただきたいと思うんですが、報道によりますと、4月に全国の学力テストが実施されたというふうに聞いております。

舟形町の状況はどうだったのかということで、答えられる範囲内でお願いしたいと思いますが。

**教育長** ご質問いただきました全国学力・学習状況調査の結果についてお答えいたします。

初めに、学力調査の状況ですが、小学校では算数については、全国と県平均とともに上回っております。国語については多少下回る結果となっております。

中学校におきましては、昨年同様、国語、数学ともに全国及び県平均を下回る結果でしたが、国語につきましては、僅かな差となっております。

次に、学習状況調査の結果です。

特に、顕著だった点は、授業でのＩＣＴ機器の活用に関する設問でございました。小中学校ともに配備いただいているＩＣＴ機器の日常的な活用状況が結果に表れておりました。

また、心配される点につきましては、小学校での朝食摂取、就寝時刻に関する設問が、中学校での休日の勉強時間に関する設問と比較できるような、どちらも生活習慣に関する設問がちょっと思わしくないという手応えを感じております。

今後より一層、学校と家庭が連携しながら、子供の成長を支えていく必要性を認識しているところでございます。

**1番** すみません、小学校については数学が平均を上回っている、国語については下回っているということなんでしょうか。理科は。理科とあとちょっともう一度中学校の状況をお願いします。

**教育長** まず理科につきましては、今年度の実施しておるんですけども、他教科と違って、今年度初めてスコアカウントで、点数に表れないようなテストの回答集計をしておりますので、この場で全国平均に比較してどうのこうのという結果が、今お伝えできない状況にあります。

あと中学校の数学につきましては、先ほども申し上げましたように、下回っている結果となっております。

国語も下回っておりますが、全国及び県平均に近づいている状況にあるとお答えしたところでございました。

**1番** 先ほど理科については、基準がないというか、何というか、新聞では何か山形県全体とし

ては理科は全国平均を上回っているというちょっと報道あったもんですから、お聞きしました。

あと県全体では、小学校の場合も中学校の場合も、数学、国語が全国平均を下回っているというような報道あって、舟形の場合はでも数学が小学校、上回っているということで、今報告ありましたけれども、大変その点はいいんではないかというふうに思います。

そういう中で、町として、教育委員会としてですけれども、そういういろんな課題について、今後の改善は、どのように考えていく方針なのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**教育長** 今、ご質問いただきました学力につきましては、この本来調査、全国学力・学習状況調査の目的とか趣旨にきちんと示されているように、その結果としての数値にあまりとらわれることだけではなくて、調査問題を通して、子供たちにどんな力が求められているのかということを、深く見つめていく必要があるなと感じているところでございます。

例えば、今お話しいただきました当町でも大きな課題となっている算数、数学の問題につきましては、小学校で上回っているのですが、中学校ではというお話もいただきましたが、単純に今この問題を解いてみると、計算をして答えを出すという問題ではなくて、問題場面をきちんと捉えて、そして図形とか数の本質的な意義を深く捉えたりするという、そういう問題になっております。

深く考えるというところ、先ほど2番議員さんからご指摘いただきました解き方であるとか、その考え方を大事にするという姿勢が求められているところです。

のことから、今回の学習状況調査の結果で、実は算数、数学が好きと答えている生徒の割合が小学校に比べて中学生になると極端に低くなっている状況がございます。これは、分からぬから嫌いになっているのか、嫌いだから分からないのかというのは、これは難しい問題ございますが、ただいざれにしても、子供たちが疑問や興味を学習対象にしっかりと持って、考えることが面白いなと実感できる授業をまず積み重ねていくことが課題であるなと感じているところです。

それに向けて、学校の教員とともに、子供たちにしっかりとしたそういった力をつけていくような授業づくりに最も力を入れて取り組んでいきたいなと考えているところでございます。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**2番** ページのほうは、158、159あります。

10-2-4児童交流学習事業費であります。

今年度から交流が山崎小になったということありますけれども、昨年度、成果報告書の107ページを見ますと、舟形小の生徒36名に対して146名ということで、大体4対1の比率でしておりました。

今年度2対1ぐらいになっているのかな、山崎小と、なりましたけれども、児童交流をする

上で、以前はホームステイが中心的にやっていましたけれども、この前コロナ禍のときかな、真室川の施設を一旦使おうという考えありましたけれども、昨年は町でいろんな施設を使いながらやったようでございます。

これはホームステイのまずやり方としてですけれども、ホームステイの生活体験、集団行動、交流タイムや、東京都内の観光とありますけれども、実質昨年度、集団行動、施設を使ったやつとホームステイという割合を出した上で、結局家庭内で、うちではちょっと難しいなということがあったのか、その点まずお伺いします。

**教育課長** 令和6年度の児童交流のこちら舟形当町でのステイ方法についてですけれども、全て集団泊というふうなところで実施をしております。

以上です。

**2番** 全員集団泊だったということは、ホームステイはなかったということで、すみません、失礼しました。

今回ですけれども、山崎小一本になって、2対1の割合になったわけですけれども、その際も集団施設利用と、あとホームステイというのが二極化したのかなと思いますけれども、その要因というか、やっぱり家庭で受け入れられないような状況があったのか、まずお伺いします。

**教育長** 集団泊と民泊ということでの経緯、今お話しいたしましたように、昨年度は民泊ができない状況であったと。つまりこれは、人数のアンバランスによるかなりの、1軒のうちに5人、6人、7人とお世話にならなきやいけないという状況がございましたので、民泊は原則なしという状況になりましたが、今年度は山崎との1対1交流になりました、非常に人数のバランスがよくなつてまいりました。

それで、今年度は保護者の方々、受入側の保護者の方々、学校の実行委員会を中心に何度も議論しながら、民泊を進める方向でいろいろご協議をいただきました。

ただ、今ご指摘いただきましたように、中にはやはり民泊ちょっと難しいなというご家庭もご家庭の事情であったのも事実でございます。

ただ、私も実行委員会の中に参加させていただいて、民泊のよさ、そして本当の交流の意義をもう一度見つめ直してほしいというものを伝えたところ、途中から民泊の受入れのご家族が増えてきたというのも事実でございます。ただ、人数の関係上、最終的に集団泊とハイブリッド式で、両方行うんだということで行ったところでございます。

結果として、子供たちの様子を見ていても、民泊が云々だけではなくて、人数のバランスが非常に1対1、または1対2ぐらいの感じで交流できたものですから、もう歓迎交流会の段階から非常に子供たちの表情がよくて、向こうの山崎小の校長先生もびっくりしておられました。去年までとまた違うよさが、温かさが感じられるということで、我々も非常にうれしい

く感じました。

教育委員会、当町としましても、これまで長らく、それこそ40年も続いてきたこの交流学習、民泊を基本にした交流学習ということで、今後も大事にしながら、子供たちの心と心の交流を築いていきたいなというふうに強く感じているところでございます。

**2番** ありがとうございます。

以前は、もうホームステイに限った事業やっておりましたけれども、私も実行委員会にいたので、やっぱり大変な、こっちは家族が多くて、2人受け入れても結局は家族分の食事を作んなきやいけないなということを結構聞いておりましたので、こういうハイブリッド型といいますか、受け入れる側もできる、できないとできたのはいいのかなと思っております。

今後とも大切な事業だと思いますので、いろんな保護者、地域のことも考えながら、しっかりした交流事業をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**7番** それでは、166ページ、10-4-3 文化財保護費の中の2国宝縄文の女神関連事業93万2,000円について質問いたします。

成果報告書114ページを見ますと、この中に大きい（2）の中の②視察研修というのがあります。世界遺産北海道・北東北縄文遺跡群のところに、3月3日、4日と行ってきたということで、この内容についてちょっと質問しますけれども、施設研修行ってくるのは非常にいいことだというふうに思います。

まずは、どの部局、部局というか、どの階級の何人の職員が行ったのか、まず質問させていただきたいと思います。

**教育課長** ただいまの視察研修のメンバー、参加者についてでございます。

成果報告書のこの上段のほうにもございますが、こちらの事業については、最上南部3町村縄文文化発信事業の中で実施をした研修でございまして、最上町さん、大蔵村さん、それから当町の職員4人で視察研修のほうを行ったところでございます。

以上です。

**7番** 3町村で、それぞれ職員を出して行ってきたということですね。

そしたら、舟形町からは1名行ったのか、2名行ったのか分かりませんけれども、行けば報告書というのが上がってくると思うんですけれども、成果としてどういうふうに感じた報告書が上がってきているのか、すごく私そこに興味があるんです。

というのは、昨年総務文教委員会で、函館市縄文文化交流センターというところに行ってきました。議員5人で、職員1名で。そこで見てきた内容というのは、この施設の大きさが非常に舟形町が建てるしたらちょうどいいサイズないんじゃないかなというのを1つ感じたというのを去年一般質問しました。

さらに、単独ではなくて道の駅とジョイントして建てている施設だというのも、非常に獲得予算という部分から見てもいいんじゃないかなというのを感じました。

さらに、函館市の意気込みにも感銘を受けてきたところです。函館市の駅前を降りると、縄文の女神を世界に発信、函館市からという垂れ幕には、こういう意気込み、そういったのを感じて、ぜひ当町でもそのぐらいの意気込みを持って縄文の女神ミュージアムですか、構想があるんでしたら、そこにつなげていってもらいたいという思いもあるもんですから、この行ってきた方の報告書の中に、まさにそういったものを感じてきた研修の内容になっているのか、そこが非常に私興味のあるところなんです。

どういう報告が出ているのかお聞きしたいというふうに思います。

**副町長** 昨年の3月の復命を私が決裁しております。内容的に今ちょっと記憶でお話しさせていただくと、今7番議員さんがおっしゃったような視点ではなくて、国宝そのものを技術的にどう管理していくかというようなところのすごい難しさを感じてきたというふうな内容が主だったように思います。ちょっと記憶で大変恐縮なんですが、そんな内容のことが書かれてあったと思います。

**7番** 急な質問だったんで、内容はそこまで把握していないと思うんですけども、私の質問の要旨は、研修を行っていただいてもいいし、議会がする研修と職員がする研修の視点が違っていてもいいと思うんです。

ただ、この検証した内容を町の将来の縄文の女神のミュージアム構想があるとすれば、そこにどうつなげていくかというところが一番私知りたいところなんです。

研修に行って、はい終わり、そういう報告を受けて終わりましたということではなくて、やはり次の質問ですけれども、行った職員が町にある縄文の女神の構想の中に、こういった形で組み入れられようとしているのか、そこがないと研修の意味がなくなってくるというふうに思います。

どういうふうに研修内容を生かそうとしているのか、そこら辺のところを質問いたします。

**教育課長** 研修の成果を今後どう生かしていくかというふうなご質問についてお答えいたしますけれども、現在縄文の女神ミュージアム、仮称ではございますけれども、そちらの構想については、まずは出来上がっているところでございます。

それを基にして今年度についてもおかえり女神プロジェクトチームのほうで、いろいろと研修計画を立てているところでございます。

今年については、県内の視察研修とか県外の視察研修も計画しております、今までそういった先進地の研修というふうなところを実施してきたんですけども、今後については建設を視野に入れて、いろいろと文化庁の補助事業とか、そういったところも学習、学びながら、建築に向けて検証を重ねながら準備を進めてまいりたいというふうに考えているところ

でございます。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第10款教育費について質疑、審査を終結いたします。

第11款災害復旧費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより第11款災害復旧費の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

**4番** ページ174、175で11－2－1ですね、175ページに公共土木施設災害復旧事業の中で

(6)に備品購入費ということで、11万9,900円、内容が災害査定対応物品購入費であります。  
この中身についてお聞きします。

**地域強靭化対策室長** こちらのほうにつきましては、草刈機のほうを2台買っております。

以上です。

**4番** 草刈機というのは、背負い式の草刈機とか、どういった草刈機なのかお聞きします。

**地域強靭化対策室長** 肩掛け式の機械となっております。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**5番** 私からは174、175、公共施設災害復旧工事工事請負費とありますけれども、その成果表の131の成果表に、成果の中で、鮎型水路や噴水周辺の土砂撤去とありますけれども、この土砂撤去のことをお聞きするんじやなくて、あそこ噴水、猛暑で子供たちがかなりあそこで遊んでいた記憶がありますけれども、この噴水の水源地というのは、地下水とかそういうものを活用しているんでしょうか。

**地域強靭化対策室長** こちらの水源につきましては、地下水をくみ上げて、噴水のほう上げております。

以上です。

**5番** やっぱり分かりました。ただ、子供たちがあそこで、頭からかぶって遊んでいるわけです。口に入って飲むこともあると思うんですけども、その辺の水質検査等は行っているんでしょうか。

**地域強靭化対策室長** 水質検査のほうはしておりません。

**5番** やはり飲み水でないからということなのかもしれませんけれども、やっぱり子供たちが口に入れて飲まないというあれはないと思うんです。

そういうことも鑑みて、やはり水質検査のほうもやっていただきたいなという思いでおりま

すのでよろしくお願ひします。

**地域強靭化対策室長** 状況のほうを見ながら対応していきたいと思います。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第11款災害復旧費について質疑、審査を終結いたします。

続きまして、第12款公債費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより第12款公債費の質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第12款公債費について質疑、審査を終結いたします。

続きまして、第13款予備費を審査いたします。

読み上げをお願いいたします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、第13款予備費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、第13款予備費について質疑、審査を終結いたします。

これで一般会計の審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

説明員は速やかに交代してください。

午前11時26分 休憩

---

午前11時30分 再開

**委員長** 会議を再開いたします。

---

**認定第2号 令和6度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について**

**委員長** 国民健康保険特別会計事業勘定の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**7番** それでは、186ページ、4-2-1基金繰入金1,930万円、基金の繰入金ということで質問しますけれども、決算書のページの一番最後の302ページも見ながら質問しています。

基金の残高というところ、数字が今のところは合わないんですけれども、1,890万円の減ということになっているんですけども、この決算の中での1,930万円、この基金から繰り入れ

たお金、私これは使え、使えと言ってきたほうなんですけれども、ためておかないと。どこ  
の支出の予算のほうに振り分けられているのか、まず質問させていただきます。

**健康福祉課長** 基金繰入れにつきましては、全体の給付費から国保税を引いた分の不足部分に充  
てているということでございます。

**7番** 国保の金額から少し安くしてくれているということですね。

私も以前そういう主張をして質問をしたことがあるんですけれども、そのほかの答弁で、町  
長はこの基金のお金を町民のこれから健康増進や、そういったことに充てていきたいとい  
う答弁をしているんですよ。ですから、今回どこに振り分けたんですかという質問をしたん  
です。

ですから、国保税を安くしてくれるのは当然いいんです。いいことですけれども、以前した  
町長の答弁とはちょっとずれているなというふうに私感じているんです。

ですから、このお金を町民の今後の健康福祉増進にもこの基金のお金を使っていきたいと、  
忘れていないはずですから、そういった部分について今後どのように使っていこうとしてい  
るのか、そこら辺のところについて質問いたします。

**委員長** 暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

---

午前11時47分 再開

**委員長** 会議を再開いたします。

**健康福祉課長** 国保会計につきましては、将来的には全県同じ税率、同じ納付金というふうに、  
考え方が統一になる予定なんですけれども、今のところまだ納付金ベースでは令和11年度ま  
でに基準が統一化されると決まっているんですけども、税率までは、いつ正式に統一され  
るかというのは決まっていない状況です。

ですので、うちの町の場合については、統一になった際には、当然上がるであろうとい  
うことは見込まれているところですので、その部分に対して、今年度基金繰入れと積立ての差額  
500万円ぐらい基金から入れている状況なんですけれども、そういうところを加味しながら基  
金は持っておかなきやいけないということと、あと先ほども委員からあった健康増進部分、  
そこにつきましては、今のところは県の交付金、いろんな様々な事業に対しての県の交付金  
頂いていますので、そこの財源を使って今やっているところです。

ということで、税の足りない分に今のところは充てているという状況にございます。

**委員長** 暫時休憩します。

午前11時48分 休憩

---

午前11時51分 再開

委員長 会議を再開いたします。

7番、佐藤委員への答弁につきましては、午後からということで、執行部のほうでもう少し統一してもらって、昼1で答弁をお願いしたいと思います。

ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時00分 再開

委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

7番委員の質疑に対し、町側の答弁を求めます。

健康福祉課長 国保会計の基金の使い方に関しましては、人間ドック等の拡充健診、例えば1日人間ドック5万円を5,000円で受けられるとか、あとはオプション健診とか、そういう追加の健診なんかに基金は充当しておるところでございます。

7番 健康増進のためにも一役買うように使ってもらってるということで理解しました。その件はまずそれでよろしいかと。国民健康保険税も少し、何年かは下がる、下がっているというか面倒見てもらっているということですんで、健康増進にも使っている。それならそれで結構です。今後もそのようにお願いします。

ということで別の質問に移りたいと。いいと思います。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

7番 それでは、ちょっとお金の流れについて説明をいただきたいところがあるので、質問いたします。

ちょっと今回国民健康保険全体のことに関わると思うんですけども、186ページの基金繰入金1,930万円、186ページに基金繰入金が1,930万円、そして基金積立金、196ページの基金積立金が1,436万8,000円。

そうしますと、大体プラスマイナス500万円ぐらいになるんだというふうに理解するんですけども、ちょっとまだ説明していないページになるんですけども、こっちのほうで説明を受けたいものですから、決算書の302ページの国民健康保険給付金の増減額の欄に、マイナス1,890万円というふうにあるんです。

ということで、こここの増減が合わないのかなと。マイナス500万円で出てくるはずなのではないかなということで、ちょっとお金の流れがよく分かんないもんですから、そこら辺のところの数字が合わないということで、ちょっと私がどこかで見落としているのかも分からないんですが、そこら辺のところの説明をお願いしたいと思います。

健康福祉課長 それでは、302ページの数字でまず申し上げますが、前年度末現在高が2億5,953

万7,551円です。一番右の決算年度末現在高が2億5,460万9,932円ということで、差が492万7,619円の減というふうに年度中の動きとしてあります。

ただ、この表の流れについては会計室の積んだり、減らしたりという流れですので、このような書き方になると思うんですけれども、先ほど申し上げた492万7,619円がどういうふうに計算されるかということを申し上げますと、当初予算の段階で、まず1,930万円の繰入れをしています。

そして、最終的には1,430万円積み立てました。ということで500万円差が出ています。それに利子が7万2,381円ついていますので、差引き500万円より利子分が7万2,380円引いていただくと、先ほど申し上げた492万7,619円ということで、このような数字の流れになります。

**7番** そうしますと、委員長、ちょっと申し訳ないんですけども、302ページの質問になっちゃうんですけども、大丈夫ですかね。後のほうがいいか。

**委員長** 暫時休憩します。

午後1時06分 休憩

---

午後1時06分 再開

**委員長** 会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。ありませんか

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、国民健康保険特別会計事業勘定について質疑、審査を終結いたします。

---

**認定第3号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**委員長** 後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、後期高齢者医療事業特別会計について質疑、審査を終結いたします。

---

**認定第4号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について**

**委員長** 介護保険特別会計事業勘定の審査を行います。読み上げをお願いします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**7番** ちょっとまた細かい数字の質問になりますけれども、226ページ、8-2-1の事業収入

で、227ページのケアプラン作成料ということで、収入済額が232万4,000円ということになっています。

まずこのケアプラン作成料ということで、今ケアプラン、ケアマネジャーという方がつくっていると思うんですけども、何名の方で、何件のケアプランを作成しているのか、まず質問いたします。

**委員長** 暫時休憩します。

午後1時28分 休憩

---

午後1時29分 再開

**委員長** 会議を再開いたします。

**健康福祉課長** このケアプラン作成料に関わる件数がまず281件、要支援1、2になります。このプランに関わっているケアマネの数、6人でございます。

**7番** そうしますと、ケアマネジャー6人で、281件のケアプランを作成しているということですね。

まずこれで終わります。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

**7番** 236ページの5-3-3包括継続的マネジメント支援事業の237ページの中の（8）委託料、ケアプラン委託料ということで、153万9,000円ほど上がっています。

ということで、先ほどいただいた歳入の232万円がケアプランの委託料全てには使われていないということです、この決算書を見ると。ということで、外部委託をしているんじゃないかなというふうにも思うんですけども、もしそこの因果関係で、例えば外部のケアプランに払う金額が五百五十何万円なのか、職員として雇っているケアプランが残りの分を頂いているのか、ちょっと内訳が分からぬもんですから、収入と歳出の金額が合わない、その内訳が分からないもんですから、そこら辺のところの説明をお願いします。

**健康福祉課長** 先ほどの歳入は、先ほど申し上げたとおりで、歳出237ページのケアプラン委託料153万9,000円となると差が出るということですが、その差額については、うちの健康福祉課内の包括支援センターの2名がいますので、その分は給料払っているわけなので、委託料発生しないということで、その差額が出るということになります。

**7番** それでは、4名、今の課長の答弁と先ほどの課長の答弁を要約すると、4名の方の外部委託のケアマネジャーがいて、そこに153万9,000円を支払っていると、こういう理解でよろしいですか。

**健康福祉課長** これは、人数に対してではなくて、件数に対してです。281件のケアプランに対して支払っているというものでございます。

**7番** 件数に対して、そうしますと、今の答弁だと全員ケアプラン作成委託料受けている町民からは232万円頂いているけれども、281件全てを外部委託して、それに153万9,000円ほど払っているというような答弁で理解していいんですか。

それだと、それ以外のところでケアプラン作成委託料の残りの部分は、事務経費とか何とかで消えていっているというふうになりますけれども、そういうふうな答弁に聞こえますけれども、それでいいんですか。

**委員長** 暫時休憩します。

午後1時36分 休憩

---

午後1時37分 再開

**委員長** 会議を再開いたします。

**健康福祉課長** 大変申し訳ございません。先ほど281件といったものが委託している分で、歳出でいう153万9,280円です。包括で担当しているものが144件含まれています。

合計でいうと、425件が総合的には歳入として入ってきていますので、うち委託している徳洲苑とえんじゅ荘の分が153万円ということで、差額は包括の分の扱いを受けている144件に対して差額が出ているということになります。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、介護保険特別会計事業勘定について質疑、審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後1時38分 休憩

---

午後1時40分 再開

**委員長** 会議を再開いたします。

**認定第5号 令和6年度舟形町水道事業会計決算の認定について**

**委員長** 水道事業会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、水道事業会計について質疑、審査を終結いたします。

---

**認定第6号 令和6年度下水道事業会計決算の認定について**

**委員長** 下水道事業会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**1番** 成果報告書の最後のページ、154ページですけれども、この中に公共下水道と、それから農業集落排水の接続戸数があります。私は接続ではなくて、まだつないでいる未接続戸数に注目しております。

下水道会計につきましては、一般質問の中でも今後のインフラ整備とか、維持管理など大変厳しい状況にあるというようなことが話題になりました。また、決算の審査意見書の中でも、経営環境は極めて厳しいという状況、舟形町だけではないと思いますが、そういう中において舟形町におきましては、一般会計からの繰出金、公共下水道へ1億689万8,000円、それから、農業集落排水には1億2,921万4,000円、合わせまして2億3,611万2,000円が繰り出されております。

この中には、東北専門職大のアパートの用地、アパートへの接続に係る工事も含まれていると思いますけれども、そんな大きな繰出金があります。また、舟形町については、公共農集排、接続率が90%ということで高い水準にあるということは評価しますけれども、10%はまだ接続なっていないということになりますので、その辺について地域整備課のほうからの資料を頂いておりますけれども、そうしますと、未接続世帯には単独の合併浄化槽、それから合併浄化槽、くみ取り式というような世帯があるわけです。

ちなみに、公共下水道では未接続世帯が101戸あるということあります。また、農集排については78戸、合わせまして179戸がいまだ未接続になっているということあります。

人口減少等の中で、中長期を見据えた場合、持続可能な経営を念頭に考えれば、下水道会計の経営収支、あるいは維持管理のためにもやっぱり未接続者への加入促進が必要だというふうに考えます。

そういう中で、これらの未接続世帯に対して、町としてはどのような取組というか、接続のお願いをしているのか伺いたいというふうに思います。

**地域整備課長** 下水道への接続についてなんですかとも、下水道法によって遅滞なく下水を公共下水道へ流入させるために必要な排水設備を設置しなければならないとあり、接続の義務はあります。ただし、浄化槽の処理水、合併浄化槽、普通の単独浄化槽の処理水は下水、汚水ではありませんので、合併浄化槽等で処理されていれば接続する必要はありません。

ここで、問題となるのが単独浄化槽、くみ取りの家庭の洗い物などの生活雑排水についてですが、単独浄化槽やくみ取りでは、未処理のまま地下浸透や水路等へ流されている状況と思います。これについては、下水道へつないでほしいところではあります。

供用開始、下水道集配ともなんですかとも、供用開始当初から積極的に接続を推進してき

ておりますし、汚水処理人口では、最上管内でもトップ、県内でもトップファイブの中に入るぐらいだというふうに認識しております。

現在未接続者、未接続世帯については、1人から2人暮らしの方が多く、生活排水による環境汚染等の情報もありませんので、積極的に接続の指導要請は現在のところ行っておりません。

ちなみに、下水道についての1人、2人世帯については、単独浄化槽27世帯、くみ取りの戸数61世帯、88世帯中62世帯が1人、2人暮らしということになっておるようです。

下水道法的には接続しなくても罰則はありませんが、新築する場合においては、下水道への接続、または合併処理浄化槽の設置でないと建設できません。

町としては、接続については、ホームページ等で啓蒙を行いながら、建て替えとおのとの生活設計においてご検討いただき、それまでは排水先の環境保全に努めていただきたいというふうに考えております。

以上です。

**1番** くみ取りと単独浄化槽については、問題あるということでいいんですか。

それで、未接続世帯ですけれども、いろんな2人暮らしとか、いろんな家計の状況はあると思いますけれども、その辺広報紙では出しているということなんですが、具体的に状況を把握しているのか、その辺どうなんでしょうか。

**地域整備課長** 接続状況の把握というか、未接続世帯の排水先の把握という形で一般的に1人2人世帯で高齢化しているという部分、あとはちょうど供用開始ちょっと前ぐらいに新築された世帯、つまりは建物の中が水洗化なっておりまして、すぐすぐ下水道につながなくともいいような世帯につきましては、未接続というふうな形で把握しているところでございます。

**1番** ちょっとよく分からんんですけども、一般の家庭の多くは浄化槽を設置していました。その中で町の公共下水道なり、農業集落排水事業が実施されるということで、農業集落排水の場合だと、何か3年以内とか町のほうからお願いしたんではないかとちょっと記憶しているんですが、そういう中で、町のほうに接続をして、協力をしてきたわけですよね、合併浄化槽であっても。

ただ、未接続世帯については、加入すれば公共下水道の加入金とか、あと工事費、農業集落排水の場合は加入金はないんですが、その辺当初の接続していない世帯というのは、当初からずっと今まで、下水道始まってもずっとその状態で来ているのではないかと思うんですが、ただ、新築の場合は確かに手続しているんですけども、その辺不公平感というか、合併浄化槽でしていくっても、町の要請に応えて下水道なり農集排に接続してきたという方も多いわけですよね。

そういう中で、町のほうでは、そういう現状に深く入らないというか、その辺いろんな家庭

事情はあると思いますけれども、もう少し加入促進というか、そういうものを図るべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

**地域整備課長** 加入促進ということ、実際90%以上汚水処理人口、汚水処理人口でいいますと、合併浄化槽も含めてなんですけれども、98%近くが汚水処理されている、汚水処理をしているという状況でありますので、2%、ごく一部の方ではありますけれども、やはり1番委員おっしゃったとおり、加入していただけるものであれば、加入していただきたいというふうに思います。

啓蒙という部分になるかとは思うんですけれども、実際個別に指導というわけにもいきませんので、啓蒙というところになると思うんですけれども、まずはホームページや広報等で啓蒙していきたいというふうに考えます。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はありませんか。

**1番** ホームページでそういう加入を促すということも大事でしょうが、ほかにもやっぱり例えば年に1回ぐらい郵便でお願いするとか、訪問とか、そういうので実態を把握するということも大事ではないかというふうに思います。

ある地区においては、浄化槽の設置世帯があるんですが、そこからの浄化槽からの不快なにおいといいますか、そういうのがあって、周辺の住宅の方は困っているという、そういうようなこともあります。排水先の水路にコケがたまって、衛生的にも問題ではないかというようなことがあります。それでそういう形では、下水道にぜひ接続してほしいという声があります。

合併浄化槽等を設置しても、かなりの年数が実際はたっていますので、その辺その機能といいますか、浄化槽はプラスチック的なあれですよね。そういう中で、例えば年数を経過することによって、周囲の汚染というか、そういうものはないのか。法定的には年1回の検査とかはあると思うんですが、その辺がどうなのかということがあります。

あと、先ほど独り暮らしとか2人暮らしとか、経済的な方が接続できないんではないかというなそういう声がありましたけれども、そういう方でなくともやっぱり経済的に余裕ある方でも接続していない方がいるということで、その辺については不公平というか、そういう不満があるということで、その辺についても確かにそういう面はあるんではないかというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

**委員長** 暫時休憩します。

午後2時07分 休憩

---

午後2時07分 再開

**委員長** 再開いたします。

**地域整備課長** 合併処理浄化槽につきましては、年1回の法定点検、あと専門の業者さんによる維持管理等々、そこは各ご家庭によってされているわけですので、法定点検の中で適切に処理されているというふうなことであれば、我々の町として何かこう口を出すというか、改めてさらに指導するということはないんですけども、いずれにしましても、そういう悪臭とか、周辺への何か環境的な部分での通報というか、そういうものがあれば、町のほうで現地に赴きまして、確認の上、対処したいというふうには考えております。

また、先ほどの接続につきましては、同じような回答にはなるんですけども、ホームページ、または広報での啓蒙で、ちょっと出向いてというのは、やはりよほど環境に影響があつた場合は、出向いてというふうなことも1つの方策ではあるかなというふうに考えております。

以上です

**1番** 出向いてというのはあれなんですかね、でも加入戸数が増えれば、下水道なり農集排の経営もいいわけですね、加入戸数が増えれば。だんだん戸数が減っていくというそういう現状で、現状のまま、ただ窓口で待っているというような体制でいいのかということをちょっと疑問に思いました。

あと、合併浄化槽の場合、年に1回検査をしているということなんですが、それは業者と家庭のあれですよね、だから町には来ないわけですね、その内容は。実際は町としては、正規にクリアしているというような解釈でいるんだと思いますけども、実際はそういうない場合は、やっぱり町のほうでもいろんな調査をしてもらいたいというふうに思うんです。その辺どうでしょうか。

**地域整備課長** 繰り返しになりますけれども、合併浄化槽であれば処理水なので、排出した水については、処理水となりますので下水道につなぎ込みする必要はありません。

問題となるのは、生活雑排水、洗い物とかお風呂の水とかを無処理のまま排出させる部分については、環境上よろしくないということで、そういうものについては接続の義務は生じると思います。

いずれにしましても、何もないところに1軒1軒回って加入促進というのも、何ていうか、あまり現実的でないのかなというふうに私自身は考えているんですけども、それぞれのご家庭の状況とか、そういうのをいま一度度調べて、どういうふうにすればいいか、つなぎ込めるところにつなぎ込めるご家庭については、つなぎ込むような形で下水につなぎ込むような形で、指導助言するというのも検討したいというふうに思います。

以上です。

**1番** ひとつお願ひします。

それから、次の別のあれですけれども、建築基準法の施行令関係で、水質の汚濁防止施行令の一部が改正される政令が今年の4月1日に施行されたというようなことを聞いておりますけれども、この中で、合併処理浄化槽の放水の処理性能について、大腸菌群数基準が改正されたということを聞いておりますけれども、これらの内容はどういう内容なのか、ちょっと教えていただきたいんですが、答弁お願いします。

**委員長** 暫時休憩します。

午後2時13分 休憩

---

午後2時14分 再開

**委員長** 再開いたします。

**地域整備課長** これにつきましては、伊藤委員おっしゃっているものにつきましては、浄化槽の検査方法についての話であるかと思うんですけども、大腸菌群数が1立方センチメートルにつき3,000個以下という現行の基準を、大腸菌数が1ミリリットルにつき800コロニー形成単位以下に改正されたということだと思います。

この改正につきましては、より的確に汚水汚染を捉えることのできる検査方法を用いることにより、効率的な浄化槽の水質管理を行うことにあります。大腸菌群数の1立方センチメートルにつき3,000戸に相当する大腸菌数がおおむね1ミリリットルにつき800コロニー形成単位ということで、基準値としては変わらないんですけども、ほとんど変わらないんですけども、検査方法でより精度の高い検査方法になったということのようです。

以上です。

**1番** これは業者が建設する基準が変わるということ、強化されるということでいいですか。

**地域整備課長** 山形県におきましては、水質保全協会が浄化槽の定期点検、定期検査を担っておりますので、そこで調べる値になります。強化されているわけでは決してないようです。

以上です。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、下水道事業会計について質疑、審査を終結いたします。

---

#### 財産に関する調書の審査

**委員長** 財産に関する調書の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

**総務課長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**7番** それでは、299ページの山林、令和6年移動分、舟形中学校グラウンド近隣小田山山林

2,800何がしか平米、これが増えた原因についてどういった経過があったのか、質問いたします。

**総務課長** 舟中グラウンド近隣の山林分の増ですが、こちらは寄附の申出がございまして、内部で協議しております。

その土地につきましては、有用な杉材となりまして、財産価値が高いということもありましたので寄附を受けるという形で、この分の面積が増なっているところでございます。

**7番** 私山林が増えることには賛成だし、ぜひもし、課長の答弁の中で引っかかっている、引っかかったというか、言葉の中に有用な杉材とありました。有用な杉材があるような山林があれば、私非常に寄附を今後も受けても、どんどん受けてもいいんじゃないかなというふうな思いでいます。

けれども、そういうことの審査に合格すればどんどん寄附を受けていくというようにも受け止められますけれども、そういうふうな考え方、方針でいるのか質問いたします。

**総務課長** 今回有用な土地であったというふうに判断した根拠の1つとしては、今現に学校、中学校敷地があり、そこのグラウンド近接ということで、何らかの今後の展開も見込めるかもしれないというような立地条件、場所的な条件というものが1つの理由だったかと思います。

もう一つの理由としては、森林経営管理制度というものがスタートしておりまして、舟形町でも実施していかなければならないというような中でのモデル地区としても活用していくのではないかというようなご意見もありまして、それも理由の1つとなったところでございます。

**農業振興課長** ただいま森林経営管理制度ということが出ましたので、補足させていただきます。

森林経営管理制度によって、いろんな取組を進めていかなくてはいけないんですが、当町におきましては、譲与税額が少なくてちょっと進み方が遅くなっている状況であります。

そのような状況の中で、森林組合さんとどこからスタートしたらいいかということで、モデル地区の選定に話し合いを進めてまいりました。

これまでの話し合いの中では、舟形中学校の南側の部分の斜面が非常によろしいんではないかというふうな話で、ちょうどそういった検討をしていたところに、寄附の申出があったということで、受け入れるという方向の判断になったと理解しております。

その場所につきましては、森林簿のデータを見ますと、60年生以上の杉が大半であります、もはや維持管理費のほうもかからなくなってきたということで、非常に良い林といいますか、財産として見ることができる森林というふうな判断しております。

以上でございます。

**委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** 質疑なしと認め、財産に関する調書について質疑、審査を終結いたします。

お諮りいたします。

一般会計並びに3特別会計、2企業会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書について、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** 異議なしと認め、認定第1号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和6年度舟形町水道事業会計決算の認定について、認定第6号 令和6年度舟形町下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りいたします。

本委員会の委員長報告作成は委員長に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** 異議なしと認めます。よって、委員長報告の作成は委員長に一任することで決定いたしました。

以上をもちまして、一般会計並びに3特別会計、2企業会計決算並びに財産に関する調書の審査を全て終了いたしました。

3日間にわたる審査、ご苦労さまでした。皆様からご協力いただきまして無事終了いたしました。心より御礼を申し上げます。

これをもちまして、令和6年度決算審査特別委員会を閉会といたします。

午後2時48分 閉会